

## 〈資料紹介〉 村岡典嗣「仙台の吉利支丹について」

本村昌文  
中嶋英介

### 1、解説

村岡典嗣(1884～1946)は、日本思想史学という学問分野の創始者の一人として知られている。大正11年(1922)8月29日、東北帝国大学に法文学部が設置され、村岡は大正13年4月25日に着任し、文化史学第一講座担任となった。以降、昭和21年(1946)3月に退官するまで、東北帝国大学のみならず、東京帝国大学、京都帝国大学などにおいて、日本思想史の講義を行い、多くの著作・論文を執筆・刊行した。また、昭和4年9月10日、附属図書館長に就任し(昭和12年11月30日まで)、図書館の運営に尽力した。

現在、村岡の諸論考は、岩波書店刊行『日本思想史研究』全4冊(以下『研究』と略す)、創文社刊行『村岡典嗣著作集』5巻(以下『著作集』と略す)によって目にする事ができる。『研究』は主に村岡の既発表論文を収録し、『著作集』は村岡没後に研究室から見つかった講義ノートや原稿類およそ220点をもとに編集されている。しかし、『著作集』は全10巻のうち、5巻までしか刊行されておらず、私たちはいまだ村岡の業績の全貌を目にすることができない。

東北大学史料館には、上記の『著作集』編纂のもととなった講義ノートや原稿類が「村岡典嗣文書」として所蔵されている。その中には、『研究』・『著作集』に収録されていない未公開の史料が数多く存在する。それらは村岡個人の研究に資するのみならず、日本思想史学という学問分野の成立、また東北帝国大学の歴史を明らかにする上でも貴重な史料といえる。

本稿で紹介する「仙台の吉利支丹について」は、昭和3年(1928)8月に開催された仙台の文化講座における講演の草稿である。

まず史料の形態について言及しておこう。本史料は、タテ205ミリ×ヨコ160ミリ、23行の横罫ノートで、総頁数は120頁である。ノートの見開き、向かって右側の頁から書きはじめられ、右側の紙数がなくなると、ノートを逆さにして、左側の頁が右になるようにして、続きが記されている(写真参照)。ただし、左側の頁には右側の頁の参考となる史料などのメモも書かれている。3頁には「仙台の吉利支丹について 昭和三年八月一日—三日 文化講座(仙台市)ニ於ケル講演ノタメノ草稿」、最初の頁には「書き直し済 不用」と縦書きで大きく青色の字で書かれており、本ノートとは別に清書した完成原稿が存在すると考えられる。しかし、現在のところ該当する史料は見つかっていない。

文化講座とは、五橋高等小学校校長であった渡辺重蔵が、第二高等学校教授の阿刀田令造を校内の研究会に招いたことを機縁として、大正10年(1921)10月に発足した。会場は五橋高等小学校、講師は第二高等学校や宮城女子専門学校(現東北大学)の教官、受講者は小中の教師をはじめ、さ

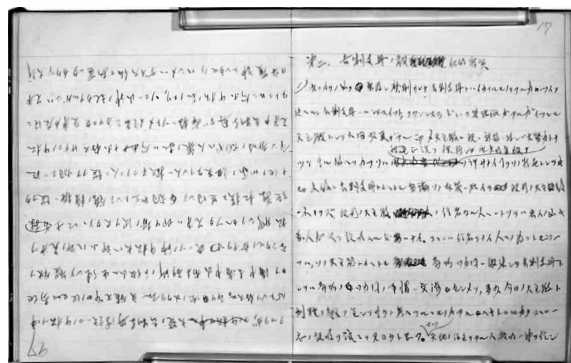


写真 「仙台の吉利支丹について」  
(東北大学史料館蔵)

さまざまな職業の人が参加していた。昭和3年(1928)4月には、仙台市上杉山通に文化講座のための会館が落成した(『宮城県教育百年史』2、宮城県教育委員会、1977年)。講座は盛況で、全8講座の各定員15名を30名へ増員する旨が報道されている(『河北新報』昭和3年6月2日)。また、『河北新報』(同年7月18日)では、この年、文化講座において、夏期特別講座の開催が計画されていると報じ、「八月二日より前後二回に区分して郷土講演会と仏教講演会とを行ふことになった」と記している。同紙によれば、講演者と講演題目は以下の通りである。

仙臺地方の切支丹に就て(八月二日より三日間午前八時より)	村岡東北大学教授
塩釜と松島に就て(八月五六の両日午前八時より)	小倉 博
多賀城及び附近の史蹟(八月七日八日両日同刻)	濱田二高教授
浄土教の發達に就て(八月十日より三日間午前八時より)	常磐東京帝大教授

上記の講演のうち、『河北新報』では、「なほ右講座における村岡東北大学教授の切支丹の研究は、同氏が切支丹研究の権威者である関係からも、題目が同氏として最初の発展にかゝる関係からも特別の注意を引くであらう」と、とくに村岡の講演を注目すべきものと報じている。なお、講演日は、『河北新報』では8月2日から3日間と報じているが、先述した通り、本史料では「昭和三年八月一日—三日」と記されており、『河北新報』と1日ずれている。これに関して、『河北新報』(昭和3年6月27日)には、「文化講座では八月一日から夏期講習会を開催」とあり、8月1日の『河北新報』には、「明二日から上杉山通りの文化講座において、同講座主催の夏期講習会において、村岡東北帝大教授が「仙臺地方の吉利支丹について」と題して、二日から三日間講演するが、その内容は以下の通りである」と、8月2日から3日間の村岡の講演が行われると報じている。以上の点をふまえると、6月下旬では8月1日から開催予定であったが、7月中旬までに2日に開催日が変更になり、本史料は8月2日開催の決定前に執筆されはじめたものと考えられる。

『河北新報』の記事にあるように、対外的に注目されていたのみならず、村岡自身、仙台のキリシタンに関する研究には強い関心を抱いていた。『著作集』第4巻の「後記」には、戦後に村岡が語った話として、「これからの私の仕事は—私がやらねばならない仕事—は三つある。一つは本居宣長全集(岩波版、先生編集)を完成すること、一つは仙臺の吉利支丹関係の研究を完成すること、一つは日本思想史概説を完成すること」と記されている。終戦を迎え、村岡は仙台のキリシタンに関する研究を自らのなすべき仕事の一つとして位置づけていたのである。

村岡の仙台におけるキリシタンに関する諸論考のうち、いま私たちが簡便に目にすることができるのは、「仙台吉利支丹殉教史に関する一文書と其解説」(『改造』9-2、昭和2年、『研究』1・401頁)、「後藤壽庵とその史料」(『カトリック研究』12-1、昭和15年、同417頁)である。前者は、東北地方における殉教史上、一大事件とされる元和9年～10年の殉教に関する一文書の紹介、後者は仙台のキリシタンとして重要な人物である後藤壽庵に関する新史料の紹介と解説であり、いずれも史料紹介を目的とした個別的な研究である。それに対して、本稿で紹介する「仙台の吉利支丹について」は、村岡が晩年まで関心を抱き続け、自らのライフワークとして位置づけていた仙台におけるキリシタン研究の全体像を示す史料ということができる。

さらに、村岡は本史料の序で、「仙台ノキリシタン史ハ固ヨリ全キリシタン史ノ一部分テアルカラ、後者ヲ理解スル事ガ前者ノソレノ為ニモ必要デアル。ヨツテ吾人ノ講演モ又之ヲ二部ニ分ケ、マツキリシタンノ概観ヲノヘテ、次ニ仙台ノソレニ及ブ」と、キリシタン全史をふまえて、仙台のキリシタンに関して論じるといっている。

ここで、本史料の構成をみてみよう。

前編 吉利支丹ノ概観	第3 寛永後半期ノ迫害
序	第4 類族改メ
第1 吉利支丹ノ沿革	第5 吉利支丹人物
第2 吉利支丹ノ教化的特質	第6 伊達藩ノ吉利支丹政策
第3 吉利支丹ノ流通及ヒ禁制ノ原因及ビ文化史的効果	第7 きりしたん抄及ヒ吉利支丹遺物
後編 仙台ニ於ケル吉利支丹	第8 大籠ニオケル伝説及ヒ遺跡
第1 吉利支丹史上ノ地位ト開教ノ端緒	結語
第2 弘布ト元和末年ノ迫害	

村岡が序で述べた通り、前半はキリスト教の日本への伝来、流布の状況やそれに対する政策、教義内容などの概説、後半は仙台におけるキリスト教の流布と弾圧の歴史および伝説や史跡などの概説という二部構成となっている。本史料は、村岡の仙台のキリシタンに関する知見を示すのみならず、キリシタン全史に関する見解をも伝える貴重な史料といえよう。なお、『河北新報』（昭和3年8月1日）は、村岡の講演予定を掲載している。それによれば、第1日が前編・序から第3、第2日が後編第1から第5、第3日が後編第6から結語、となっている。

一般市民を対象とした講演であるとはいえ、その内容は学問的レベルを落としたものではない。本講演と同年の東北帝国大学法文学部における講義「日本思想史概論」で、村岡は儒教・仏教・キリスト教・神道の交渉史を扱っている（『著作集』4・487頁）。その中の「吉利支丹の伝来および沿革」という箇所（同583頁）、日本におけるキリスト教の歴史の時期区分に言及し、「以下別冊、仙臺の吉利支丹について、の四～九によりて述べ、次の一節を以て結ぶ」と述べている。これは、本史料の前編「第1 吉利支丹ノ沿革」に該当すると推測される。また、同講義に「吉利支丹の教化的特質」という節をたて、「一～四、別冊仙臺の吉利支丹、十～十六」と記している（同584頁）。これも本史料の前編「第2 吉利支丹ノ教化的特質」にあたりと考えられる。さらに、昭和13年の東北帝国大学における講義「近世に於ける国体思想の発展」（『著作集』5・215頁、キリシタンに関する記述は222頁～224頁）、昭和16年に発表した論文「日本倫理思想史上西洋思想との交渉」（『研究』3・145頁）にみられるキリシタンに関する記述は、本史料の前編と重なるところがある。以上のように、本史料は後の村岡の講義や論文の骨子となっている。

後編の内容は、「仙台吉利支丹殉教史に関する一文書と其解説」、「仙臺以北に於ける吉利支丹遺跡一傳説と史實一」（『改造』10-10、昭和3年）と密接な関係を有する。

大正15年（1926）10月半ば、村岡は仙台市で元和9年～10年の殉教に関する一文書入手した。「仙台吉利支丹殉教史に関する一文書と其解説」は、この文書を紹介し、解説を付し

たものである（脱稿は昭和2年1月4日）。この論考の中で、村岡は「筆者は、吉利支丹殉教史の研究は、特に志すところでないので、この文書の果して他に所見なきものか否かも知らない」と述べており、まだこの文書に関する研究にさほど関心は有していなかったようである。

しかし、無為に時を過ごしたわけではなく、昭和3年（1928）10月に「仙臺以北に於ける吉利支丹遺跡—傳説と史實—」を発表する。この中に、「昨年二月、本誌に仙臺殉教の一文書を紹介した後心がけてみたが、この程漸う思立つて、仙臺以北の二三地方に、吉利支丹の遺跡を探訪して見た」とあり、先の論考を発表後、村岡は宮城県北部から岩手県（狼河原、大籠、馬籠、高清水）にかけて史料・遺跡調査に行ったことがわかる。とくに高清水町では、仙台のキリシタン研究の基本史料となる仙台藩創成期に奉行職として仕えた石母田家の所蔵史料を調査しており、その際に作成されたと推測されるノートが、村岡典嗣文書に存在する。このノートには、調査によって発見したキリシタン関係の史料の筆写、「仙北地方に於ける吉利支丹遺跡 伝説と史実」と題する論考などが記されている（この論考は、内容をみると、「仙台以北に於ける吉利支丹遺跡」の草稿と考えられる）。ノートの最初の頁に、石母田家所蔵史料の調査年月日が書かれており、それによって村岡が調査に訪れたのが、昭和3年4月30日（28通）、5月6日（29通）であったとわかる。「仙臺以北に於ける吉利支丹遺跡」は同年5月末日脱稿、7月23日付の追記を加えて発表された。その追記には、「この種資料の蒐集が、なほ為されたら、或は仙臺吉利支丹史をまとめ得ようかと思ふ」と、仙台におけるキリシタンに関する研究に積極的に取り組んでいこうとする姿勢がうかがえる。なお、岩手県東磐井郡藤沢町大籠には、この地にキリスト教をもたらしたといわれる千松大八郎の墓がある（千松大八郎については61頁）。そこに昭和3年7月9日、村岡典嗣がこの墓所を調査・確認した旨を記した石碑が現存している。

以上の経緯をふまえると、本史料は、村岡が仙台のキリシタンに関する研究に踏み出すきっかけとなった一文書を得てから、その研究を本格化する中で、まとめあげられていったと考えられる。内容をみても、後編第2・第3・第5・第8は、先述の二つの論考を下地としている。しかし、村岡の仙台のキリシタンに関する知見の全体を概観するには、本史料に勝るものはない。なお、仙台のキリシタンに関する研究は、戦後に多くの成果が蓄積されていく（只野淳『みちのく切支丹』〈富士クリエイティブハウス、1978年〉、司東真雄『奥羽古キリシタン探訪—後藤寿庵の軌跡—』〈八重岳書房、1981年〉など）。そうした研究の先駆的存在の一人として村岡を位置づけることもできるであろう（西田耕三「切支丹遺跡遺跡についての伝承から史実へ—村岡史学の提起したもの」〈『切支丹と製鉄—歴史シンポジウム記録と資料集』、耕風社、1995年））。

以上のように、本史料は、村岡のキリシタン理解の骨子と、後にライフワークとして意識されるに至る仙台のキリシタン研究の概略を示すものである。村岡の学問形成や研究成果に、キリスト教の影響があることは、すでに指摘されているところである（新保祐司『日本思想史骨』、構想社、1994年）。しかし、その全体的な把握は、今後の課題として残されている。このような問題を検討していく上で、本史料は私たちに数多くの重要な示唆を与えてくれるものといえよう。

## 2、史料紹介

### 【凡例】

- 一 本翻刻は、東北大学史料館・村岡典嗣文書所収本を底本とするものである。
- 一 漢字は原則として新字体に改め、仮名遣い・送りがな・人名は底本通りとした。
- 一 合字は現行の仮名に直した。また、繰り返し符号の二ノ字点は「々」で代用した。
- 一 必要に応じて句読点を補った。
- 一 村岡による傍注などは【 】で記した。
- 一 翻刻者による注記は〔 〕で記した。疑義のある箇所には〔ママ〕を付した。
- 一 史料中の訂正箇所（朱書による訂正や転倒符など）は、訂正された記述のみ翻刻した。
- 一 解説と後編第二章までの翻刻は本村、後編第三章から結語までの翻刻は中嶋が担当した。

仙台の吉利支丹について

昭和三年八月一日——三日 文化講座（仙台市）ニ於ケル講演ノ為ノ草稿。

村岡典嗣

目次

前編 吉利支丹ノ概観

序

第一 吉利支丹ノ沿革

第二 吉利支丹ノ教化的特質

第三 吉利支丹流通、禁制ノ原因並ビニ理由及ビ文化史的功果

後編 仙台地方ニオケル吉利支丹

第一章 吉利支丹史上ノ地位ト開教ノ事実

第二章 元和ヨリ寛永初年ノ迫害

第三章 寛永後半期ノ迫害

第四章 類族改メ

第五章 吉利支丹人物

第六章 政宗及ビ伊達家ノ対吉利支丹政策

第七章 きりしたん抄

第八章 大籠ノ吉利支丹遺跡（馬籠ノ鐵）

結語（史料、遺跡ノ出ツヘキ見込ミ）

参考書ニツイテ

大槻氏 金城秘鑑補遺（明治四十五年三月）

渡辺氏 内政外教衝突史（明治廿九年）

姉崎氏 東北奥羽ノ切支丹宗門（改造 昭和元年十一月号論文）

菅野氏 後藤壽庵ノ事跡（昭和二年十一月）

矢野顕蔵氏 仙台藩祖時代、実業一斑（大正三年五月刊）

## 序

1 / 仙台及ビソノ地方ハ、我国ノ基督教一般ノ歴史ノ上ニ頗ル注意スベキ意義ヲ有スル。先、新教ノ方面デモ仙台ハソノ古、普及モ比較的早ク、ソノ教勢モ現在相応ニ盛ンテ、基督教主義ノ有力ナ学校モ建テタレ、ワカ国ノキリシト教ノ一中心地ヲナシテキル。次ニ旧教ノ二大派ノ一ツタル Greck Catholic ニ至ツテハ、実ニ仙台及ビソノ地方ハソノ歴史ノ初頭ニオケル最も重ナ役目ヲ有スルトイヘル。G. C. ノ初頭ハ、文久元年カラ明治五年ニイタル十年間デアアルガ、文久元年 (1861)、ハシメテ箱館ニ来テ布教ヲヒライタ Pere Nicolai ヲタスケタ最初ノ信徒ニ、【沢辺数馬】、Sakai 【酒井篤礼】、Urano ノ三人ガアルガ、ソノウチ Sakai、Urano ハ仙台地方ノ人デアリ、最初ノ迫害ノ為ニ、彼等ガ逃レテ趣イタノハ、二人ノ故里ノ登米郡デアリ、ソノ時ハ明治元年 (1868) デアル。Sawabe ハマモナク箱館ニ帰タガ、ソノトキ多クノ仙台人ヲツレモトツタ。彼等ハ佐幕主義ノ武士テアツタガ、Kannari、【新井】ノ二氏ヲハシメ、箱館滞留中ニ基督教ニ接シ、明治二年仙台ニカヘツテ後モマスーソノ教ヲ伝ヘタ。就中最モ主ナモノハ Arai テ、彼ハ明治三年 (1870) ニ、再ヒ箱館ニユキ、ツ、イテソノ友人ノ仙台藩士数名ヲ招イタ。ソノウチ最モハヤク教ニ通シタモノハ、Kapila 【新田】、ツ、イテ Ono 【小野】デアツタ。カクテ明治四年 (1871) ノ終ニハ、仙台人士ノ数名カ受洗シタ。Ono モノソノ一人デアツタガ、彼ハソレトモニ、Nicolai ノ命テ、Sasakawa 【笹川】、Takaya ノ二人ヲ伴ヒ、evangelist トシテ、仙台ニカヘツタガ、マモナク当時在京中ノ Sawabe ト相代ツタ。カクテ Sendai ハ東京ニ対シテ、宛然 G. C. ノ中心地トナリ、Sawabe、Takaya、Sasakawa ヲ中心ニ明治六年 (1873) ニハ廿人ノ Christian families 二百名ノ信者ガアツタ。而シテ向時ニ Sakai ノ郷里ナル登米郡ニモ基督教ノ福音カ説カレルニ至ツタ。次ニ明治六年 (1873) カラ同十五年 (1882) ニ至ル弘布期ニ入ツテモ、布教上ニ最モ著シイ進歩ヲ示シタノハ、仙台ヲ中心トセル地方デアツタ。信者ノ教ハ漸次マシ、教会ノ財政モ独立ニ赴イタ。佐沼地方ノ如キハ就中、教勢ノ最モ栄エタ地デアアル。以上ノ如クデ、仙台地方ハソノ土地ニ於イテモ、人物ニオイテモ、我国ノ G. C. ノ歴史ノ為ニ極メテ重要ナ意義ヲ有シタノデアアル。

2 / 新教ヤ G. C.、殊ニ後者ノ仙台ニ於ケル歴史ノ研究モ頗ル興味アル問題デアリ、又初期ノ状勢ヲ親シク知ツテキル人々モ尚求メエラレル今ニ於イテ、早ク調査シテオキタイ事柄デアアルガ、吾人ガコ、ニ取扱フノハソレラテハナクテ、旧教ノ他ノ一派タル天主教即チ Roman Catholics デアル。キリシタントハ、Roman Catholics ニ対スルワカ国ノ歴史ノ称呼デアアル。原語ハ葡語又ハ西語デ、英語ノ Christian ト同シク基督教者モシクハ基督教のトイフ事デアアルガ、日本語テハ基督教徒又ハ基督教ノ意ニ用キタ。キリシタンハ假字テモカイタガ、漢字ニカク場合ニハ吉利支丹、貴理師旦、鬼理死丹、切死丹、切支丹ナト様々ノ書方ガアル。最モ普通ナノガ、吉利支丹及ビ切支丹デ、ソノ二ツノウチテハ古クハ主トシテ吉利支丹トカイタノヲ、後 (延宝八年ヨリ) 將軍徳川綱吉ノ名ヲ避ケテ、切支丹ト改メタトイフ。キリシタン、即チ而シテ R. C. ニハ、ジエスト派、ドミニコ派、フランシスコ派、アウカスチン派等ノ分派ガアリ、我国ノキリシタンニモ同様デアアルガ、一括シテデ、コノキリシタンノ歴史ハ前ニ教ニ比シテ由来スル所ハルカニ古ク、ソノ歴史モ又従ツテ内容ニ富ンテキルノデ、研究ノ興味ガ多イ。シカモ仙台ノキリシタン史ハ、固ヨリ全キリシタン史ノ一部分デアアルカラ、後者ヲ理解スル事ガ前者ノソレノ為ニモ必要デアアル。ヨツテ吾人ノ講演モ又之ヲ二部ニ分ケ、マツキリシタンノ概

観ヲノヘテ、次ニ仙台ノソレニ及ブ。終リニ仙台ノソレニ於イテハ未ダ根本資料ガ十分テナク、カツ吾人自ラ未ダ郷土ノ歴史ニ於イテ知ル所ガ少イカラ、到底完全ナ歴史的觀察ヲ試ミルコトハ出来ヌ。タバ今日マテ調ヘエタトコロニツイテ述ベテ、今後ノ研究ノ参考ニ資シヨウト思フ。定メシ郷土史ノ専門家諸氏ニヨツテ補ヒ正サルヘキコトガ多イト思フ。切ニ忌憚ナキ叱正ヲ乞フ。

以上ヲ序言トシテ、コレカラ本論ニ入り、今日ハマヅワカ国キリシタン史ノ概観ニツイテ述ヘヨウ。

## 前編 吉利支丹ノ史的概観

### 第一章 吉利支丹ノ沿革

1ノ吉利支丹初来ノ年代ハ、一層古キニ求メウルニモ拘ラズ、十分ナ意味デ、布教ノ開始サレタノハ天文十八年(1549)、F. Xavierノ鹿児島渡来ニアル。コレヲ起点トシテ、幕末安政二年(1855)カラ慶応三年(1867)ノ間ニ、開国トトモニ宣教教<sup>[ママ]</sup>ノ渡来ヲ見テ復活ノ新シイ時代ヲ出現シタマデ、約三百年ヲ吉利支丹史ノ含ム主ナ時代トナス。而シテコノ三百年ハ大抵之ヲ初、中、後ノ三ツニ大別シ、更ニ後期ハ之ヲ三別スルコトカ出来ル。即チ下ノ如クテアル。

初期	天文十八年(1549)ヨリ天正十年(1582)マデ	34	
中期	天正十年(1582)ヨリ元和二年(1616)マデ	34	
後期	元和二年(1616)ヨリ安政二年(1855)マテ	239	
┌	第一期	元和二年(1616)ヨリ寛永十五年(1638)マテ	22
	第二期	寛永十五年(1638)ヨリ寛文十二年(1672)マテ	34
	第三期	寛文十二年(1672)ヨリ安政元年(1855)マテ	183

以下コノ区画ニヨツテ吉利支丹ノ沿革ノ大躰ヲ述ベルガ、一言デ各期ノ特色ヲ述ヘレハ、初期ハ弘布隆盛ノ時代、後期ハ嚴禁迫害ノ時代デ、中期ハ制禁ノウチニナホ弘布シタ前後両期ノ過渡期デアル。以下各期ニツイテ、モウ少シク説明シヨウ。

2ノ初期卅四年間ハ、新来ノ宗教ガ国民ノ一部ニ歓迎サレテ、殆ント施政者カラ何等迫害ヲウクルコトナク、専ラメサマシイ隆盛ニムカツタ時代デアル。滞在二年タラステ去ツタ Xavierガ、鹿児島ヤ平戸又山口ニ天主教ヲウエツケ、又京都ニ足跡ヲ印シタアトヲウケテ、同行ノコスメ、デ、トルレスガ大師父ナリテ、ソノ事業ヲ継承シタ。<sup>[ママ]</sup>1570ニフランシスコ、カブラル師カ来ツテ、トルレスニ代リ、八十一年【81】マテソノ任ニアツタ。コノ三代ノ首長ノモトニ、イルマン、フェルナンデス、ルイス、アルメイダ、ガスパル、キレラ、ルイス、フロイス、オルカンチノ、ガスパル、コエリヨ等ノ南蛮伴天連及ビ之ヲタスクル、ハンシロオ、ロレンソウ、ダミアン、ヨウホウケン、パウロ、ヴィセンテ、ハビアン等ノ日本人ノイルマンガアリ、ソノ協力ニヨツテ九州各地、ツヽイテ京坂地方ニ益々布教サレ、ソノ信者ハ単ニ下流人民ノ間ノミナラズ、武士、大名、公卿、学者ノ階級ニイタツタ。信長ノ如キモハシメハ好意ヲヨセ、永禄十一年(1568)ニハ京都ニ南蛮寺ヲ設立サセタ。コノ期ノ終リノ天正十年(1582)ニハ、九州ノ切支丹大名ナル大友、有馬、大村三英ガ遣欧使節ノ出発ガアル。而シテ初期ニオケルカクノ如キ教勢ハ、中期ニモ又引ツカレタ。コノ期ニ入ツテ、初期ニ於ケル比較的新進ノ教師ヤイルマンヲハシメ、更ニ新タニ渡来シタリ、新タニ入宗シタ人々カツキ一ニ加ハツテ、益々弘

布サレ、ソノ半ハナル 1598 ニハ初期以来ノ大人ノ受洗者ガ五十万人ヲ数ヘ、ソノ終リノ 1614 ニハ更ニ二十五万二千九百人ヲ加フルニ至ツタ。而モコノ間ニハ、一方ニハ漸次ニ禁制ト迫害トガ始マツテ来タ。マツ天正十三年 (1585) ノ秀吉ノ南蛮寺ノ破却ヲハシメ、十五年ニハ秀吉ガ九州征伐ニ来テ宣教師追放ノ令ヲイタシ、慶長二年 (1597) ニハ秀吉ガ教師及ヒ信者廿六人ヲ長崎ニ刑死シタコトアリ。ツ、イテ家康ノ代トナツテ、ハシメハ寛容的テアツタカ、マモナク十一年 (1606)、十六年 (1611) ノ禁令アリ。ツイテ十七年 (1612) ニハ日本全国ニワタリ禁令ヲ発布シ、ソノ翌年ニハ江戸テ信徒千六百人ヲ補縛シ、ツ、イテ禁令カ願々トシテ発セラレ、迫害ガ年ヲオウテオコツタ。カクテ本期ノ終リナル元和二年 (1616) ニハ、老中ノ連名ニテ黒船ノ渡来ヲ禁シ、貿易港ヲ平戸長崎ニノミカキリ、マサシク貿易上ニハムシロ開国主義テアツタ当初ノ政策マデー変シテ、鎖国主義ノ第一階段ヲナス禁令ガ発セラレタ。而シテ中期ニ於イテ、コ、ニ注意シテオクベキハ、渡来ノ吉利支丹ソノモノニ於イテ分派的競争ガ生シタコトデアル。前期ノ吉利支丹ハ、Xavier ハシメ凡テ Jesuit テアリ、ソノ背後ニハポルトガル人ノ勢力ガアツタ。ケタシ当時ポルトガル人ハマカオ及ビコアヲ本據トシテ、ソレラノ地方ヲ独占シタシエスイト派カ、専ラ日本ニ布教シタノテアツタガ、ソノ間ニ漸ウスペインノヒリピン植民カ進ンテ、1572 ニハ首都マニラヲ建設シ、マカオト競争スルヤウニナツタ。コノマニラハ宗教上テハフランシスコ会トドミノコ会トノ勢力範囲テアツタガ、コ、ニ漸ウソノ布教ヲ日本ニス、メルニ至ツタ。中期ノハシメ天正十三年 (1585) ニハ、コノ問題ニツイテ法皇グレゴリヨ十三ノ教書カ出テ、セスイト教徒以外ノ日本布教ヲ許サナイコトトサレタニモカ、ハラズ、コノ勢ヒハ到底阻止スルヲエズ、ソコヘ秀吉ノマニラトノ通商開始カアリ、ソレヲ機トシテ、イスパニヤ人ノ使者カマニラ総督ノ使者トシテ 1593 年 (文禄二年) ニ来ルヤ、ソレニ伴ツテフランシスコ派ノ教師来リ、ツヒニ秀吉ノ許ヲエテ、京都ニ布教ヲヒライタ。ソノ後ツ、イテ同派ノ宣教師ノ渡来アリ。慶長三年ニハゼロニモ来リ、家康ニ召サレテ関東ニ布教シ、翌年ニハ江戸ニ教会ヲタテ、マス、教勢ヲ布施シタ。Dominico 派ノ宣教師ノ渡来、又ホ、Francisco 派ト同時デアツタ。カクテ中期ノ前半ニハ、Francisco 派ハ Jesuit トニワリコミ、而シテムシロソノ貿易上ノ関係カラ Jesuit 派ヨリハ幾分 favorable ノ状態テ布教シタ<sup>[ママ]</sup>ノテアルガ、カクテ自然コノ両派ガ互ヒニ競争スル形チトナツタコトハ、又相互ノ衰運ヲ招ク原因トナツタノデアル。政府ノ禁令ガ漸次厳シサヲ加フルトトモニ、吉利支丹諸派トモ一様ニ取扱レテ来タコトハ固ヨリデアル。後期ニ入ツテ、禁制ト迫害トハ、マス、激シクナリ、終ニ吉利支丹ノ少クトモ外見的滅亡ヲ招致シタ。而シテソノ第一期廿二年間ハ、上カラノ壓迫カト下カラノ反抗トガ、相活イテ殉教ノ悲惨ナ血ニ歴史ヲイロトツタ時代テ、日本殉教者一覽ニ登録サレタトコロ丈テモ、元和二年カラ寛永元年マテ、即チ第一期ノハシメ七年タケテ殉教ノ回数カ日本全国ニワタツテ (166-55) 百十余回、ソノ人数ニ至ツテハ数百人ヲ数ヘテキル。ソノ後ノ十数年間ニオケル殉教者モ、決シテ之ニ劣ラナイ率ヲ示シタト思フ。而シテカクノ如キ厭迫ノ極、爆發シタモノガ、寛永十四、五年ニオケル天草乱デアル。第二期卅四年間モ、大躰第一期ノ形勢ヲウケタガ、乱後幕府ノ制禁益々烈シキヲキハメ、ソレト同時ニ幕府ノ檢察ガ法令的ニ益々完備サレテキタ。マヅ職司ニツイテ、第一期ノハシメ以来長崎奉行ヤ京都所司代等ガ之ニ兼ネタノヲ、寛永十七年ニイタリテ大目付井上筑後守、吉利支丹宗奉行トナリ、ツ、イテ北条安房守カ之ニ代リ、之ヲ補免シテ第一期以来ノ目的役ナルモノヲ任シタ。而シテ奉行ノ専任ニナラツタ各藩中ニモ



宗門改役ヲ設ケタモノガ出来、寛文四年（1664）ニハ幕府訓令シテ、諸藩ヲシテコレヲオカシメタ。而シテ禁教ノ手段トシテカネテ設ケラレタ、寺請証文（慶長十八年ニハシマル）、転証文（元和二年ニハシマル）ニ加ヘテ、起請文（寛永十二年ニハシマル）呈出ノ令ヲシキ、ハシメハ隔年ニ徴シタ起請文ニハ日本誓詞ト南蛮誓詞トカアル。之ニソヘテ寛永五年（1628）以後、踏絵ノ制ヲサタメタ。而シテ又教徒検察ノ為ニ懸賞ノ法ヲ定メ、切支丹訴人ノ制ヲサタメ、元和八年ノ比ニ之ヲハシメタノヲ、島原乱後、益々励行シテ十五年ニハ全国要地ニ高札ヲタテ賞金ノ額ヲ定メ、ソノ後数回ノ改正ヲ施シ、ハテレンノ訴人ヲ銀二百枚カラ三百枚、五百枚トイフ風ニ加ヘテ来、之トトモニ告訴者ハ如何ナル罪人トイヘトモ、死刑ヲ宥スコトトナシタ。コレヲノ法規、イツレモコノ期ニ至ツテ完備シ、励行サレタ所テアル。カクテ幕府ノ禁壓ノ功奏シテ、本期ノ末ヲ以テ殉教者ノ出現モホ、終リヲツゲ、第三期ニ入ルガ、コノ期ニ入ルヤ、ムシロ禁教ノ跡始末ニ専心サレタ觀ヲナシ、所謂類族改ノ制ヲ設ケ、信徒ノ眷族ヤ親戚ヲ注意スルコトトナツタ。ソノ法ノ制定サレタノハ貞享四年（1687）テアル。カクテ元禄年間ニハ、漸ウ教徒ノ跡ヲタエテ、宗門奉行ハ件ノ類族帳ト諸藩呈出ノ宗門檢ノ証書ヲ預ルヲ任務トスルニ至ツタ。カクテ教徒ガ外見上全クナクナツタノガ、コノ第三期、百八十余年テアル。シカモコノ apparent Extirpation ノ時代ニモ、九州ソノ他ノ地方ニ於イテハ、信徒ガ潜伏状態ニ於イテ持続サレテヨリ、偶マソノ出現ヲ見ナイテモナカツタガ、終ニ安政年間、外国教師ノ渡来ニイタツテ、長崎ノ地ニ復活ノ現象ヲ生シ、カクテ吉利支丹史ノ為ニ、近世史ノ新シイ幕カ開ケルニ至ツタノデアル。

## 第二、吉利支丹ノ教化的特質

1 / 次ニカクノ如ク普及シ禁制サレタ吉利支丹トハ、イカナルモノテアルカニツイテ述ヘル。吉利支丹ニハ、シエスイツト、フランシスコ、ドミニコ等諸派ガアルガ、イツレモ天主教トシテ大同小異デアル。而シテ天主教ハ現ニ新教ニ対シ、一大勢力トナツテキル教ヘテ、カツソハ正統ヲ標榜シテ、歴史的変改ヲ許サナイコトヲソノ特色トシテキル。夫故ニ吉利支丹トイヘトモ、勿論ソノ本質ニ於イテ現行ノ天主教ニ外ナラズ。現行ノ天主教ノ信者タル人々ニトツテハ、吾人ノ如キ素人ガ之ヲ説明スル必要ハナイ。コヽニハ信者テナイ人々ノ為ニト、モウ一ツハ、ソノ天主教トイヘトモ当時ワカ国ニ渡来シタ吉利支丹トシテハ、当時ノワカ国ノ事情ニ交渉セシメテ、多少今日ノ天主教ト別種ノ趣ヲ呈シテキタト考ヘラルヽモノカアルヘキトコロカラ、コヽニ一応ノ説明ヲ試ミテ見ヨウト思フ。マツ天地ノ作主テアル人格的一神ヲ信シ、救主ナル基督ニヨル靈魂ノ救済ヲ信シ博愛ヲトク。根本義ニ於イテ、天主教ハモトヨリ新教ト同ジイ。シカシナカラ、両者ヲ比較シテ著シイ差異ハ、天主教ガ中世以来ノ教会ノ伝統ヲ主ニスルニ対シテ、新教ガソヲ斥ケ、個人ノ信仰ノ自由ヲ主ニスル所ニアル。コノ差異ハ種々ノ点ニアラハレル。即チ公教ハ法王ノ最上権、聖伝ヲ信ジ、信仰トトモニ行ヲ重ンシ、従ツテ祭儀礼式ヲ主ンシ、秘跡モ洗礼、告解、堅信、聖躰、終油、品級、婚姻ノ七ツヲ認ムルニ、新教ハソレヲ輕ンシ、秘跡モ洗礼ヲ認メル丈テアル。同様ニ又公教ハ聖母、聖人天使ノ崇敬ヲトキ、十字架図画塑像ヲ持スルニ、新教ハ之ヲ偶像ヲ尊フモノトシテ斥ケル。ソノ他公教カ煉獄ヲ信スルニ、新教ハ之ヲ信セサルコト、公教ガ聖書ノ解釈ニ公教会ノ教示ヲ必トシ、又聖書ハ専ララテンノ定訳ヲ用キ、ソノ他儀式ニ於イテモ拉丁語ヲ用キルニ、新教ハ聖書ノ自由解釈ヲ認メ、邦語聖

書ヲ用キ、儀式ニ邦語ヲ用キル等、イツレモソノ差違デアル。之ニ加ヘテ、少クトモ当時ノ吉利支丹ハ未ダ近世文化ノ精神ニフレズ、中世の来世教的又現世否定的傾向ニトシテ、ソノ天国地獄説ノ言葉通りノ信仰トトモニ著シイ特色ヲナシテキタ。

2ノ以上ノ新教トノ比較ヲ概説トシテ進ンテ、教理ト祭祀トノ二方面カラ吉利支丹ノ特質ニツイテノヘヨウ。教理ニ於イテハ、宇宙ノ秩序ノ存在カラオシテ、ソノ能動者タル神ノ存在ヲ認メテ、神ノ實在論的証明、生魂（草木魂）、覺魂（禽獸魂）及ビ靈魂（人魂）ノ差ヲトイテ、靈魂ノ知覚、推論、明弁ノ特性ヲ認メテ、ソノ不滅ヲトク靈魂不滅論、次ニソノ靈魂ノ来世ニオケル永久ノ苦樂ヲトク天道地獄ノ末世觀、サラニ進ンテハ idee ト Matter トノ關係カラ神ノ純 Idee ナルコトヲトク idealism 等、コレライツレモ中世哲学ノ所説デアル。而シテソノ道德説ニオイテハ、十戒ヲトキ、神ニ対シ、隣人ニ対スル愛ヲトキ、人倫ノ道德ヲ説クヲハシメ、ケウマン、貪欲、邪淫、瞋恚、貪食、嫉妬、懈怠ヲ mortal トカトシテ斥ケ、德行トシテ慈悲ノ所作ヲ肉体的、精神的、夫ニ七ツヲアゲ、基本ノ徳トシテ、謹慎、公正、剛毅、節制、神学的の徳トシテ信仰、希望、仁愛ヲトキ、肉体的ノ幸福ヲ斥ケテ、精神的ノ幸福ヲ真福トナス類ヒデアル。次ニソノ祭儀ノ方面デハ、主ナモノトシテ祝日、秘跡、祈祷及ヒ觀念等ガアケラレル。祝日ニハ各国ノ日曜日、即チ主日ヲハシメ降誕節、復活祭、聖母ニ関スル被昇天ノ日以下諸種ノソノ大外、殆ント日毎ニアル諸聖人ノ祝日等デアル。ソレラノ配当ヲ記シタモノガ所謂日捲リトシテ存シタ。ソレラノ祝日ニハ働クコトガ出来ズ、前後ニ祝日ガアツテ、或ハ精進ソノ他サマ〜ノ儀式カ之ニ伴ツタ。次ニ秘跡【授ケ】ハ聖寵ヲウクル象徴トシテノ儀式ノ事デアルガ、七ツアル。第一ノ洗礼ハ、最モ必要ニシテ最初ニウクヘキモノ、水ト神ノ言葉トニヨリテ、罪ヨリ清メラレキリシタントナル式。第二ノ堅振トハ、司教ノ掩手、塗油、祈祷トニヨツテ聖靈ヲヨヒ下シ、受洗者ノ信仰ヲ堅カラシムル式。第三ノ聖躰トハ、パント葡萄酒トノ形色ニコモレル主キリストノ躰ト血トノコトテ、之ヲ拜欽スルトハ、キリストノ躰ト血トヲ實際ニ靈魂上ノ糧トシテ食スルコト。第四ノ悔悛トハ、犯シタル罪ヲクヒ告白シ、之ヲ償フ決心アル時ニ、司祭カ神ノ代理者トシテ罪ヲ赦スモノテアル。而シテコノ秘跡ヲウクルニ必要ナル事項ハ、糺明、痛悔、遷善ノ決心、告白、償ガアル。第五ノ終油ハ、臨終ノトキニサツケラル、救罪ノ式。第六ノ品級ハ、教会ノ各階級ノ職員ヲシテ聖職ヲ奉スル為ニ、権力ト聖寵トヲ蒙ラシムル式。第七ノ婚姻ノ秘跡ハ、一男一女ノ永久ノ結合ヲ定ムル式デアル。第三ニ祈祷ハ、神ヲ讚美シ神ノ恩寵ヲ頂ク為ニ神ニサ、ケルトコロデ、觀念モイハ、心的の祈祷テタ、ソハ祈祷文ヲ言ハス、心中ニイエスマリヤノ生涯ヲ追想シ觀念スルコトデアル。祈祷文ハ定マツタ言葉カアリ、ソノ最モスクレタモノハ主禱文、次ニハマリヤニ関スルモノ等テ、ソレラノ文句ハスヘテ拉丁文ノマ、テ唱ヘラレタ。ナホ上記ノ宗教上ノ術説ハ、スヘテ拉丁語モシクハ葡西語ヲ用キラレタ。

3ノ教化ノ機関トシテハ、大都会ニハ教会ガ建テラレタ。ソレラハ御堂トカ寺トカヨハレタ。山口ノ大道寺、京都ノ南蛮寺ノ如キ、ソノ例デアル。特ニ教会トイフホトノモノ、建テラレナイ場合ニモ、各地ニ信者ノ一群ノアルトコロニハ説教所ガアリ、教師ガキテ教会ニ代ツタ。教会ヤ説教所ニ活ラクモノヲ南蛮伴天連、Irman 及ビソノ下ニ同宿トイフ日本人ノ説教師デ、平生信者ニ接スルノハ同宿ノ人ニテ、伴天連等ハタエズソノ教区ノ信者ヲ歴訪シテ慰問シタリ、教会ノ儀式ヲ主宰シタリシタ。同宿ハ教師ニツイテ神学ヤ拉丁語ヲ学ビ、ソノ中ニハ挙げラレテ Irman ニナルモノモ多ク、頗ル教務ニ貢献スル所カ多カッタ。而シテ当時ノ同宿中ニハ、仏

教徒アカリノモノガ多カツタ。潜伏時代ニナツテ後ハ、コノ同宿ニ位スルモノガ、所謂洗礼役ノ御水方、ソノ御水方ニツイテ祝日ヲ聞イテ、信者ニ伝ヘル役目ヲナス聞役ナトトナツテ、各郷、各字ニ存シ信者間ヲ主宰シタリ、連絡ヲ待ツタリシタノデアル。而シテ更ニ各地ノ教会ガ、首座ニヨツテ統一サレタ状態ハ、今日ニ見ルト同様デアル。次ニ学識モ又天草、長崎又安土等ノ重ナ土地ニハ存シテ、ソコテハ相応ニ程度ノ高イ中世風ノ神学教育カ施サレ、中世神学ハモトヨリ、拉典語ヤ、音楽等ガ教授サレ、サラニ仏教ヤ神道等ノ一汎モ教ヘラレ、日本人ノ教師ガ養成サレタ。次ニ教化用ノ書物ニイタツテハ、布教ノ当時カラ必要ニ迫ラレテ作ラレタガ、ソノ印刷ニ附シテ盛ンニ作ラレタノハ、コヽニイフ中期ノ事デ、今日残ツテキルモノニツイテ見ルニ、印刷サレタモノハ十六種ホドテ、教義問答、聖徒伝、コムテムツスムシチ、キャトペカトル等ガ重ナモノデアル。コレラハ、アルモノハ羅馬字、アルモノハ邦字、アルモノハ両様ニ記サレ、所謂吉利支丹文学トシテワカ文学史上異色アル成績ヲ示ス。文躰ハワガ文章史上、未タ近世ノ儒家ノ文章ニ化セラレナイ中世風ノ仏教文学ニ属スルガ、盛ンニ外語、又特ニ **𛄠** (てうす)、 **𛄡** (せすゝ)、 **𛄢** (せすきりしと)、 **𛄣** (きりしと) 等ノ符字ヲ用キ、欧文脈ヲ伝ヘ、遵麗、達意ノオモフキカアツテ、当時ノ信徒ノ信仰ノ心境ヲ伺ハシムルニタル。而シテコレラノ出版物ハ、思フニ十分ニ普及スルニハ至ラズ。一般信者ノ間ニハ、筆写シテ伝ヘラレタモノガ多イラシイ。聖書ノ翻訳ハ、已ニ述ヘタ如キ理由モアリ、特ニ成サレナカツタラシイガ、ソノ訳風ノ一般ハ上記ノ諸書中ノ引用文句ノ訳カラ察セラレル。ナホ又当時ノ吉利支丹ノ附帯事業トシテハ、病院孤児院ナトモアツタノテ、コノ方面ハ殊ニ Franciscan ノカヲ用キタトコロデアツタ。

4 / — 以下本 Note ノ 108 以後ニ記ス [63 頁に続く]

第三、吉利支丹ノ流通及ヒ禁制ノ原因及ビ文化史的功果。

1 / 渡来以後四十余年ノ間ニ、西南諸国及ビ近畿諸国ニ六十五万ノ大人受洗者ヲ生シ、シカモソノ中ニハ幾多ノ公卿、大少名等ノ上流者、又ハ有識者ヲモ含ンタトイフ吉利支丹ノ流通ハ、新宗教ノ布教史上著シイ現象トイヘル。サラバ、カクノ如キ形勢ヲ来シタ原因ハイツコニアルカ。コノ原因ハ、マツワカ国民ノ一般性ニ求メ、次ニ更ニ渡来当時ニ於ケル特殊の事情ニ求メルコトカ出来ル。第一ニ、ワカ国民ハ古来、宗教ニ対シテハ、ムシロ寛容テアリ自由テアツタ。コノコトハ、儒教仏教ヲトリイレ本来ノ神道トノ間ニ衝突モナク、調和シテ流通セシメタコトニヨツテモワカル。同シ性質ハ、新渡ノ天主教ニ対シテモ種々ノ点テ相似タトコロモアリ、仏教ノ新宗派ト位ヒ考ヘテ、ハシメカラ排斥ノ態度ニハ出テナカツタ。ソコヘ更ニ外国文化ノ新奇ナモノヲ、ムシロ喜ビ入レルトイフ国民性ガ活イタ。カクテ吉利支丹ハ、単ニ排斥サレサルノミナラス、ムシロ歓迎サレタ。第二ニ、所謂特殊の事情トシテハ、マツ外面の事情カ考ヘラレル。而シテコハムシロ地方ノ大名トカ中央政府トカイフ施政者側ニ於イテ、特ニ考ヘラレル所デアル。ソノ一ツハ、元来足利中葉以後、海外貿易ノ機運カ動イテキタトコロ、新渡ノ Jesuit ハソノ背後ニ、当時ノ貿易国タルポルトガルヲヒカヘ、Jesuit ノ輸入ハ貿易ノ途ヲヒラク上ニ好都合ト考ヘラレタコトデアル。コノコトハ、地方中央ノ施政者ヲシテ、Jesuit ヲ歓迎セシムル理由トナツタ。二ツニハ、当時信徒ガ世間的ニモ勢力ヲエテ、政府者トシテハ邪魔物デアツタ。コノ邪魔物モ壓迫スル為ニ、新宗教ノカヲカ ril コトカ又考ヘラレタ。コハ信者ノ対吉

利支丹態度ニ、代表的ニ現レタ所デアル。以上ノ外的理由ニ加ヘテ、内的理由ガアル。苟シクモ、宗教ノ流行トシテハ、単ニ外的理由ノミテ、アレホトノ興隆ヲ見ウヘキテナク、更ニ内的ニ根サストコロカナケレバナラス。而シテ、コハ前者ノ主トシテ施政者側ニ存シタニ反シテ、ムシロ被政者タル人民カハニ存シタトコロデアル。即チソノーツトシテ考ヘラレルノハ、当時ノ人民ニハ切実ナ宗教的要求カ存シ、ソレニ吉利支丹カ投シウルモノカアツタコトデアル。ケタシ応仁乱後、乱世カ相ツギ人心カ不安テアリ、ソコヘ仏教ヤ神道ガ長イ間ノ伝統ノウチニ腐敗ニオモフイテ来、在来ノ一向宗ヤ法華宗ナトノ間ニ於イテモ、新タナ伝道上ノ成功ヲナシテ来タ時代デアル。即チ新宗教ニ対スル要求ガ、漸ウ切実ニナツタ傾向カ認メラレタ時代デアル。カウイフ時代ニ新タニ渡来サレタ吉利支丹ハ、ソノ直截ニシテ神秘的ナ信仰ヤ教義又儀式ニ於イテ、殊ニ又ソノ背景ヲナス學術ニ於イテ、頗ル人心ヲヒキツケルモノガアツタノデアル。当時ノ入信者ノウチニハ、タトヘハ山田庄三エ門ノ如キ家柄ニ生レテ和漢ノ教養ニトミ、天台、浄土、真言、神道、禅等ニウツツテ、ソノ宗教的要求ヲミタシエス、終ニ吉利支丹ニ入ツテ安住ノ地ヲエタ真面目ナ求信者カアルガ、彼ノ如キハ少クシ、当時ノ人心ノ最モフカイ帰趨ヲ示スモノデアラウ。之ニ加ヘテ、第二ニサヴィエル以下、少クトモ初期ノ教師ノ熱誠ナル信仰ト、厳格ナル徳行トニヨル人格的感化カ考ヘラレル。彼等ハ Jesuit 組織初期ノ教師トシテ新宗教ノイキ〜シタ精神ヲ有シ、切実ナ殉教的熱心ヲ以テハル〜<sup>[ママ]</sup>布教シタシタ人テ、学識ニモ富ミ、十分ニ当時ノ人心ヲ感化スルカニ及ンタ人々デアツタノデアル。以上ノ諸原因ノ存在ヲ考ヘルトキ、吉利支丹ノ急速ナル興隆ハ決シテ吾人ニトツテ不可思議トスルニ足りヌ。

2 / 次ニサシモ急速ノ勢テ興隆シタ吉利支丹ガ、マモナク施政者ニヨツテ禁制サレ、又衰亡ニ趣イタ理由ニ至ツテハ、又実ニ上記ノ興隆ノ原因ソノモノ、ウチカラ、之ヲ引出シテクルコトガ出来ル。第一ニ、寛容的テアリ新奇ヲヨロコフ国民性ハ、又反面ニハ宗教的冷淡テアリ、又アキヤスイ性質ヲ有スル。全軀トシテ国民ガ吉利支丹ヲ忘レテ来タノハ、一般のニハコノ国民性ニヨル。第二ニ、特殊的事情トシテ、ソノーツナル施政者ノ奨励の態度ノ原因タリシモノハ、モトモト〜貿易ノ為トカ仏教壓迫ノ為トカイフ外的ノモノデアル。武権カ確立シテ後者ノ必要モ漸次ナクナリ、貿易的事情ニ於イテモ種々形勢カカハツテ、ステニ吉利支丹内部ニ於イテ、ソノ俗的の方便ヲ利用シテ宗派の競争ヲサヘ生シ、Franciscan ノ新興ノスペインノ勢力ヲ利用シテワリコムトイフヤウナコトカオコリ、ツ、イテ英国ヤ和蘭ノ新教国ノ貿易上ニ新勢力ヲヒライテクルヤウニナレハ、モハヤ施政者トシテハ吉利支丹ヲ歓迎スル必要ハナイ。ソコヘ吉利支丹ノ勢力ニ対シテ、或ハ本国政府ノ植民政策ノ発現ナルカヲ疑ツタリ、或ハ諸大名ノ中央政府ニ対スル反抗の勢力ノ出現ヲ疑ツタリスルヤウナ政治的の危惧カ伴ツテハ、当時ノ中央政府タルモノガイヨ〜禁制ニ赴カサルヲエナイノハ当然デアル。第二ニ、内的理由ニ於イテモ、一ツニハ吉利支丹ノ信仰ヤ教義ヤ祭祀ニハ、ドウシテモ在来ノ国民思想ヤ習慣ニ相容レナイモノガアリ、彼等ノ唯一神教的、非妥協的の態度ニオイテ、イヨ〜然リデアル。而シテコノ態度ハ、施政者ガ禁制ヲ加ヘレハ加フルホト、益々烈シクナツテクルヲナラヒトスル。カツ吉利支丹ソノモノニ於イテモ、ソノ渡来ノハシメカラ神社仏閣ノ破壊ヲハシメ破邪の態度ニ於イテアマリ極端ナモノカアリ、仏徒ヤ神道家ノ国家的の態度カラノ反抗ヲ促サ、ルヲエヌモノガアツタ。之ニ加ヘテ、ツ、キ来ツタ教師ノ人物モ、大軀ニ於イテ初期ノ人々ニオトリ野心家ヤ不屈行者モ少クナク、従ツテ到底初期ニ見ルカ如キ人格的感化ヲ見ルニ及バナカツタ。而シテコ

ノ間ニ、近世初期ニ於ケルワカ国ノ文芸復興的精神ハ、中世ノ仏教的精神ニ対スル反抗ヲ大勢トシ、吉利支丹ノ来世教的精神ニモ、ソノ仏教ニ於ケルト同シク、漸次ニ之ヲ背馳セサルヲエナカツタノデアル。施政者側ノ禁制トソノ禁制ノモトニ於ケル衰滅トハ、ケタシコレラノ理由ヲ考ヘ来レハ、歴史的ニムシロ当然ノ勢トシテ理解シウル所テアル。シカモ一方ニ、又宗教ハ到底禁制ヤ迫害ヲ以テ、全滅セシメウヘキモノテナク、否禁制ヤ迫害ハムシロソノ全滅ヲ妨クル活ラキヲサヘナス。ソノ結果ハ実ニ吉利支丹ノ中期ハモトヨリ、後期ノ第一、第二期ニオケル迫害下ノ流行、第三期ニ於イテモナホ存シタ執拗ナ潜伏ニ之ヲ見ウル。シカモコヽニ注意スヘキハ、ソノ信仰ノ勢力ガ専ラ下流ノ非知識階級ニノコツテ、当時ノ儒教的教養ノ知識階級ニハ夙ニ勢力ヲ失ツタコトデアル。コレ又上記ノ諸々ノ事情カラ自然ニ考ヘウル所デアル。

3ノ終リニ吉利支丹ノ文化史的功果ニツイテ一言スル。吉利支丹ノ弘布、禁制、迫害ガ我文化史上極メテ注意スヘキ事件テアルコトハイフマテモナイ。ソノ背景トセル西洋文化ニ於イテモ、吉利支丹ソノモノヽ信仰ヤ教義ニオイテモ、ソハ儒仏ノソレトトモニ、否ソレニモマシテ多大ナル意義ヲ有スル。ソレニモ拘ラス、ソガ我国文化史上ニモタラシタ功果如何ニツイテ考フルト、或ハ衣食、祭礼、絵画、芝居又文学上ニ多少ノ影響カ考ヘラレルニモ拘ラズ、ソハ殆ント一時的モシクハ断片的ニ止ツテ、大ナル史的意味ノ考ヘラルヽモノガナイト思ハレル。コハ上記ノ禁制ノ理由ノ研究カラ、ムシロ当然ノ結果トシテアヤシムニタラス。是ニ於イテカ、コノ点ニツイテハムシロ、何故ニ功果ヲ伴ハスニ終ツタカトイフコトガ歴史的問題トナル。而シテコノ点ニツイテノ説明ハ、ソノ極端ナル禁制ト否ムシロ、吉利支丹ノ来世教的精神ノワカ徳川時代ノ近世の文芸復興的精神ト一致シナカツタコトニ主トシテ求ラルヽト思フ。シカモコヽニ問題トスヘキハ、積極的功果ニツイテハカクノ如クテアルニモ拘ラズ、消極的見地カラ見テ果シテ全然無功果テアツタカトイフコトデアル。コノ点ニツイテハ、吾人ハ吉利支丹ノワカ国ノ伝統的教學ニ対スル、神仏ニ対スル、大膽自由ナ批評的精神カ、隱約ノ間ニ近世文化ノ新精神ニ影響感化シタモノガアツタコトヲ考ヘサルヲエナイ。モシ夫、迫害禁制ノ長イ時代ヲ通シテ潜伏サレ維持サレタ一部庶民階級ノ信仰ニ至ツテハ、宗教心理的事例トシテ我國民性ノ必スシモ宗教的誠実ニ缺テオラスコトヲ示スト同時ニ、基督教ノ移植ノ為ニイカニ何等カノ意味ノ國民性トノ調和カ必要テアルカラ語ルモノデアル。

## 後編 仙台ニ於ケル吉利支丹

### 第一 吉利支丹史上ノ地位ト開教ノ端緒

1ノ仙台吉利支丹史ハ、吉利支丹全史ノ特殊ノ場合トシテ、弘布カラ禁制ヲ経テ潜伏ニ至ル経過ハ、又一般史ノ縮図ヲナス。而モソノ開放ノ時機ヲハシメ、凡テ西国京坂ヲ中心トシタ一般史ニ、一時代ツヽオクレテキル。即チ大躰ニツイテ言ヘバ、仙台吉利支丹史ノ初期弘布期ハ、一般史ノ中期ノ末カラ後期ノハシメ五年ホトヲ含ミ(元和六年マデ)、中期ハツヽイテ十九年(寛永十四年マデ)、而シテ後期ハソレニツヽク。而シテ、後期ニオケル一般ノ場合ノ如キハ、期別ハ未タ材料ノ不足ノ為明ラカニ分チエヌ。カクテ仙台吉利支丹史ハ、時代的ニモ当ニ西辺ニ打ヨセテヒイテ行ツタ大波ノ余勢ヲナス観カアルガ、サラニソノ弘布カラ衰滅ニイタル歴史ノ内容的方面カラ見テモ、多クノ点テ一般吉利支丹史ノ縮図ヲ認メウルモノカアル。而シテ更ニ奥羽地方全汎ノ吉利支丹史カライヘバ、当然ソノ中心タル観ヲナス。コレラノ点ハ凡テ以下ノ

叙述ニユツルコトトシテ、コヽニ先考ヘタイノハ、仙台ニ於ケル吉利支丹ノ端緒デアル。

2ノ仙台否ヒロク奥羽ノ地、吉利支丹ノ入りコンタ端緒ハ、存外ニ古イモノガアルカモシレヌ。【(1)】吉利支丹大名大友義鎮【ヨシムネ】ガ、京都カラ常陸ヲ経テ秋田ニ流竄サレタノハ、慶長七年<sup>[ママ]</sup>(1601)、ソコニ十年(1605)没スルマデ吉利支丹生活ヲオクツタヨシガ、教会側ノ伝フトコロニアル【(2)】。後ニ述ブヘキ仙台藩ノ吉利支丹ノ中心人物ノ後藤壽庵ガ、長崎滞在中ニステニ信仰ニ入ツテキタノヲ、慶長十七、八年ノ比ニ伊達家ニ仕ヘタトイフコトニシテ、正シイナラコノ時已ニ吉利支丹ガ伝ヘラレタモノト解シウル。而シテ【(3)】丁度同シコロニハ、フランシスコ派ノソテロガ仙台ニ来ツタ。即チ慶長十六(1611)年ニ来テ江戸ニカヘリ、十八年江戸テ刑死ヲ政宗ニスクハレ、ヤカテ仙台ニ来テキル。【(4)】終ニ又慶長十九年、禁令ノ発布トトモニ、京阪地方ノ貴族信者ガ津軽ニ流サレタコトカアル。彼等ハ大津カラ敦賀ヲ経テ、海路コヽニワタツタノテ、固ヨリ仙台地方ヲ通過シナカツタガ、コノ信徒慰問ノ為ニ、アンゼリス即チ天使ノジロラムトイフセスイト派ノ教師ガ、廿年ノ比ニハ奥羽ニアツテ布教シマハツタコトガ、確實ノ史料ニヨツテワカル。(奉答文)。以上ノ四ツノウチ、第一ハ仙台ニ関セスカラ別トシ、第二モ後藤壽庵ノ出仕ノ年代ガ確實テナイカラシハラクオクトシテ、第三、第四ニヨツテ、フランシスコ派ノ伝道ハ慶長十六年、ジエスイト派ノソレハ同廿年ニ、ソレハ始マツタト考ヘルコトガ出来ル。

サテコヽニ端緒ヲヒラカレテ後ノ仙台吉利支丹史ノ状態ハ、一々ツイテ細叙スヘキ材料ニ乏シイカラ、今ソノ後ノ重ナ事件ヲトリ出シテ之ヲ中心トシテ述ベル。

## 第二 弘布ト元和末年ノ迫害

1ノ仙台布教ノハシメハ、上記ノ如クムシロフランシスコ会デアツタ。シカモソノ最初ノ教使ノソテロハ、マモナク即チ慶長十八年九月十五日ニ、支倉トトモニ欧州ニ去ツタ。コノ有名ナ政宗ノ遣使事件ニツイテハ、已ニ諸々ノ研究カアルカラ今ハ論ゼヌ。タヽソノ吉利支丹ニ関スルカキリテイヘハ、政宗ニハ貿易上ノ目的カ主デ、布教ヲソノ為ニ或ハ必スシモ好意的テナクトモ、又悪意的テモナク、利用シヨウトシタノテアリ、Soteloニハ政宗ノ貿易上ノ目的ヲ利用シテ、布教上ノシカモ実権ヲカチエントスル意企カアリ、コノ二ツノ意企ノ結合ノ結果ガコノ遣使事件ト考ヘウル。ソノ後、ソテロノ用事テ、元和四年ニカルヘスカ仙台ニ来リ、政宗カラ布教ノ許シヲエタトサレルガ、七年ニハ彼ハ最上ニ行き、新タニフランシスコガ奥州ニ来タ。カクテフランシスコ会ノ布教モ、トモカクモ継続サレタガ、重キヲナシタノハジエスイト派デアツタ。即チコノ派デハ、夙クカラ後藤壽庵トイフ篤信ノ重臣ガヒカヘテキ、シエロニモ、アンゼリスノ布教カアツタトコロヘ、ツヽイテ元和四年、五年、六年ノ比、カルバリヨ、アタミ等ノ南蛮夫ヲハシメ、ジョアンヤマ、マルチノ式見(市左エ門)等ノ日本人教師カ入コンテ、布教ニツトメタノテアル。カクテ信徒モ殖エ、已ニ元和六年ニハ、エロニモ師ハ奥州テ千余人ノ洗礼ヲサツケタトイハレル。又ソノ翌年ノ八月十四日付テ、後藤壽庵ハ横沢将監、松木惣右エ門以下凡テ十七人ノ署名ヲ集メタ奉答文ヲ羅馬法王ニオクツテキル。件ノ奉答文ハ、1617(元和三年)ノ法王カラ日本信徒ヘノ教書ニ答ヘタモノテ、ソノ奉答文ハ長崎、有馬、中国及ヒ四国、京阪、及ヒ奥羽ノ五箇所ノ信徒カラノモノカ残ツテキルガ、之ニヨツテ仙台ヲ中心トセル奥羽ガ、吉利支丹ノ有力ナ教区ヲナシテキタコトガワカル。

2ノカクノ如キ興隆ニ伴ツテ迫害カ行ハレ、殉教者カ出タ。津軽テハステニ元和二年ニ火刑ニ処セラレタモノ六名ヲ出シテキルガ、仙台領テセンサク迫害ノハシマツタノハ元和六年九月四日（陽）【八月八日（陰）】カラデ、十一月六日ニハ水沢テ六名ノ殉教者ヲ出シタ。ソノ刑罪ノ時ハ、信者五百人余カ行列ヲ組ンテ供ヲシタトイハレル。カクノ如キ形勢ノ Climax ニ達シタノガ、元和九、十年ニオケル後藤壽庵ノ迫害ト、カルバリヨ及ビー行ノ殉教トノ二大事件デアル。先前者カラ述ベル。元和九年七月、家光ガ征夷大將軍ニナルヤ、彼ハ新規令ヲ制定シテ、日本全国ニ布告シ、銳意吉利支丹ノ禁制ニ志シタ。前年ノ九月ニハ、長崎ニ大殉教事件アリ。コノ年十月十三日ニハ、江戸ニ同様ノシロニモ、カルヘス、中原主水等ノ大殉教カアツタ。丁度ソノ後、即チ十一月三日付テ仙台藩江戸詰奉行、片倉ト大條トノ二人カラ国詰奉行石母田以下四名アテ、次ノ如キ書状カ来タ。

文書（1）

兼テ後藤壽庵ニツイテハ、吉利支丹ノ中心人物トシテ固ヨリ問題ニナツテキタガ、政宗ガ重用シテキタ人トテ、シカトシタ成敗モセスニキタガ、今ハセン方ナク、終ニ壽庵ノ親近テアツタ奉行石母田ハ壽庵ニ言ヲツクシテ改宗ヲ試ミタカ、シカモ壽庵ノ志ヲ変ヘルコトハ出来ナカツタ。ソノ間ノ事情ハ次ノ書状ノ如クテアル。

文書（2）

而シテ在来ノ説ニヨルト、壽庵ハ早クカラ水沢ノ福原ニ領セラレタラシイカ、コノ文書ニヨルト或ハ問題ニナツテカラ、コヽニ申請ラレタルモノラシイ。福原ハ水沢ノ西方約半里テ、今ナホ昔ノ区画ヲ残シ、ソコニハ吉利支丹ノ遺跡ガ残ツテキル。カクテソノマヽガ掘セラレタノテ、政宗モ今ハ是非ナクアキラメタラシイ。壽庵ノ逃亡ニツイテハ、日本側ノ説テハ元和六年十二月、秋田方面ヘ行ツタトカ、追手ヲウケテ横手テ討死シタトカ、或ハ後年関東ニ出タトイフ説モアル。之ニ対シテ教会側テハ、元和九年暮ニ南部地方ニ逃レタトアル。コレニ対シテ、或種ノ決定ヲ与フルモノニ、横沢将監ノ文書テアル。ソハ寛永二年二月廿七日、三月十一日、三月廿三日、及ビ三月卅日ノモノデ、ソレラハイツレモ壽庵逃亡後、壽庵ノ知行所ヲコノ同宗ノ親友カアツカツテ、年貢ノ取立ニ預ツタコトヲ記スモノテアルガ、ソノ第四ノモノニ寛永元年、後藤壽庵知行伊沢ノ事トアルトコロカラ、壽庵ノ逃亡カ元和九年十二月十四日（二ノ日付）以後十年マテニアルコトガワカル。次ニ又第三ノ文中ニ、南部ニ被参候テ云々ノ文句カアルトコロカラ、南部逃亡説ガ支持サレル。而シテ横沢将監ガ壽庵ノ跡始末ニアツカツタトイフ事実、又コノ文書ニヨツテ始メテワカツタ。（サラニ後ニノフヘキ寛永十五年以後ノ文書ニ後藤壽庵ノ名カ二三出テ、殊ニソノ一ツノ江戸幕府カラノ南蛮伴天連取調ノ一書中ニ、此者共キリシタンニテ候由訴人教白状、其上後藤壽庵所ヨリ可遣トテ書置候状有之ナトアルコトカラ、或ハソノ頃マテ永ラヘ関東方面ニ住ンテキタカトモ思ハレルモノガアル。ナホ）壽庵ニツイテハ伊達家ハトコマテモ寛大ノ態度ヲ以テ臨ンタラシク、某年小春十有八日付瑞（？）ノ石母田宛手紙ニハ壽庵厥後…住所仕云々ノ文句アリ。某年三月廿八日ノ上田権左エ門書石母田宛ノ手紙ニハ壽庵名跡ノ事云々ノ句ガアル。

3ノ政宗カ重用シタ壽庵ニ対シテサヘカクノ如クテアツタカラ、マシテ一般ノ信徒ニ対スル迫害ハキヒシク行ハレタ。ソノ最モ重ナモノガ、カルバリヨ及ビソノ一派ノソレデアル。コノ事ハ吉利支丹史上著名ノ事実テ、教会側ノ記録ニ特筆サレタトコロテアルガ、ワカ国ノ史料ニ記

載ナク、東藩史稿ニモ、清亮按スルニ、日本西教史ニ此月仙台天主教徒惨殺ノ事ヲ詳記ス、我書記見ル所ナシトアルガ、文書三、四、ハマサシク之ニ関スルモノテアル。今文書ニヨツテ教会側ノ記載ヲ補正シテノヘルト次ノ如クテアル。壽庵逃亡後、壽庵トムスンテ布教ニツトメタルバリヨハ奥羽境ノ山中ニカクレタ。藩ノセンサクキビシクシテ、元和九年十二月十三日以後、数日ノ間ニ伊藤治郎エ門百姓、大村ノマルコカ兵衛、和田主水百姓、掃郎、三九郎、及ビカルバリヨヲ宿シタ三迫ノ老医安サイ等ハ捕ヘラレ火アフリニ処セラレタ。ツ、イテ十二月十九日、廿日ノ交カルバリヨハ下嵐江デ伝ニツキ、信者数十人ト共ニ見分ノ奉行所ニヒカレ、獄中ニ衣ヲアカシ未明タツテ水沢ニ送ラレタ。ソノ途中デ斬首ニ附セラレター一人ノドミニコ道齊ニツイテハ別ニ文書カアル。カクテ一行ハ段々ニ滅ツテ、凡テ九人トナツテ仙台ニツイタ。十二月卅日ニ広瀬川ニツレテ行ツテ大橋ノ下流、思フニビワ首ノアタリニ水籠ヲシツラヘテクルシメテ、改宗ヲ迫ツタガ、イツレモキカズ。ソノ際ハ相模ノモノ次兵エ、越中ノモノ次左エ門ガ死ンダ。コエテ寛文元年正月四日ニ残ル七人ヲ水責ニシ、若松ノ者佐藤今衛門、お濱ノ者高橋佐々エ門、越前ノモノ小山正太夫、豊前ノモノ野口ニ左エ門、遠江ノモノ安間孫兵エ、但馬ノモノ若松大郎エ門トイフ順テ死シ、前後ニカルバリガ死ンタ。即チナンバン人長崎五郎右エ門トアルガ、コレテ当時シカヨハレテキタコトガワカル。ナホ各信徒ノ記名ヤ郷貫ニヨツテ、当時諸地方ノ迫害ヲウケタ信徒カイカニ東北ニノカレコンテキタカ、而シテ又二名ヲノソイテハ、イツレモ名字ヲ有スル相応ノ身分ノモノテアツタコトガワカル。而シテ殉教者一覽ハ、上記ノ殉教ニツ、イテ第四百十三次殉教者トシテ、ソノ後同日ノ一月八日ノシヨン安斎ノ親類市左エ門、カルハリヨノ宿主彦左エ門及ソノ弟子ノ殉教ヲ記シテキルガ、コノ三人ノセンサクニ関スル文書ガ(四)デアル。コハ思フニ元和九年付ノモノト思シイ。

### 第三 寛永後半期ノ迫害

1 / 元年以後十一年比マテノ寛永前半期ハ、大躰迫害史上休火山的状态テアツタラシイ。シカシコノ間ニモ、外人教師ノ逗留スルモノモアツテ、勿論布教ハツ、ケラレタ。十二年八月廿七日付ニ堀田加賀守以下連署政宗アテノ奉書カアリ、特ニ伴天連及ヒキリシタンノケンサクカ命セラレテキルガ、果シテ仙台地方テハ十月廿四、廿五、廿六、廿七日付デ五人組ヤ諸寺院ノ宗門改ノ文書ガアル。更ニ又本吉郡馬籠地方ニモ、百姓助右エ門ガ宗門ノ内、江戸訴人有之僉議セラ〔レ〕タヨシカアル。政宗ガナクナツタ十三年ニハ、コレトイフ事カ見エヌガ、十四年カライヨ一―迫害ノ事ガ盛ニナツタ。先一般信徒ノソレニツイテイヘバ、支倉六右エ門、召使与五右エ門、及ヒ其妻ガ七月十二日ニ釣殺ニナツテキル。同シ比ニ同シ六右エ門屋敷内ノ大窪太郎兵エガセンサクサレテキルガ、ソノ以後ノキリシタン籠者ノ書付ヲ見ルト、道栄子玄知以下卅名ヲアゲ、ソノ終ニ太郎兵エノ名ガアル。籠者ノ多クハ、仙台及ビ地方ノモノテアルカ、中ニハ筑前ノモノ、越後ノモノ、米沢ノ者、会津ノモノ、京伏見ノモノ、相馬ノモノナトガアル。勿論彼等ハ仙台テトラハレタモノ、彼等ノ刑死ニツイテハ記録ヲ缺クカ、勿論マモナク刑サレタモノテアラウ。コノ年ノ十月ニ天草ノ乱ハオコリ、翌年二月ニ終ツタガ、乱後幕府ノ禁令カイヨ一―キヒシク、ソレニツレテ仙台藩テモイヨ一―銳意シタ。カクテ十六、十七ノ兩年度ニハ刑死サレタモノガ多カツタ。十六年ニハ史稿ニ、此年切支丹宗門ノ者切腹、斬罪、飢殺、火焙、水漬ノ刑ニ処セラルトアル。又大籠ニハ八十四人ノ宗徒、所成敗トナツタト伝フ。十七



年ニハ三月一日ニ、支倉六右エ門常頼自刃ヲ命セラレ、ソノ召使太郎右エ門モ刑死サル。五日、御法度ニ相成ル覚トシテもにか、草刈正左エ門内三者以下、仁口合四十三人内二十三人つるし殺、同子供合貳拾人斬罪ノ記録ガアル。ソノウチニハ支倉六エ門内之者、大良左エ門年七十、同女房年五十九、同男子一人年卅五ガアル。コノ際ノ概ネ仙台人テアルガ、中ニ九郎右エ門年六十八加賀之者かゝみときトアル。又同シ年ニ大籠ニハ、九十四人所成敗トナツタトイフ伝ヘガアル。ツヽイテ十八、十九、ハ記録ヲ欠クガ、廿年ニハ岩カ崎村荒師甚兵エノ刑死ガ記サレル。2ノ以上ハ一般信徒ノ迫害テアルガ、コノ期ニ一層重要ナノハ当時ナホ潜入シテキタ伴天連、殊ニ南蛮人ノ召捕テアル。宗門改記録（明暦四年）ノウチニ、廿一年前寅年、即チ寛永十五年ニ仙台テ日本伴天連<sup>〔ママ〕</sup>〇〇ヘイトロ、マルチイノ市左エ門、南蛮伴天連フランシスコ孫右エ門、シユアンパウチスタ、以上四人カ出タト記サレル。コノ南蛮伴天連ノ搜索カラ召捕ノ事ニツイテハ、幸ヒニ吾人ノ文書ガ歴々ト之ヲ語テアル。マツコノ南蛮伴天連ノ追捕ニツイテハ、幕府モ特ニ留意シ、藩モ非常ニ苦心シタ。而シテコノ二人ノ召捕ヲ上記ノ幕府ノ記録ハ同時ニシルシタガ、コハ厳密ニハ誤リテ、最初ニ壽庵ガ搜索サレトラハレテ、次ニフランシスコニ及ンダ。壽庵ノソレガ寛永十五年ノ事ト思ハレル。二月二十一日付ノ幕府カラノ奉書ニ仙台領ノキリシタンノ九人ヲアケ、殊ニソノウチニハ伴天連シユアンパウロ小者ヲアケテ、右九人ノ者センサクセハ、伴天連ノ行衛知レルヘキ旨ヲ指示シテ来テキル（文書1）。三月廿四日付ノ陸奥守ノ幕府アテノ書状ニ、パウロノ行方ヲ種々タツネタカラヌトアル（文書2）。四月一日付ラシイ片倉ノ手紙ニ喜斎テフキリシタンヲ補ヘタカラ、十太夫（即チ壽庵）ノ在所モ知レヨウト喜ンタモノカアル（文書3）。カクテイヨ〜壽庵モ身ヲオクニ所カナカツタラシク、自ラ石母田ノトコロヘタヨリ出タラシイ。コノ事ヲ語ルモノガ、次ノ石母田カラ中島監物アテノ四月十九日付ノ興味アル文書デアアル。

#### 文書4

カクテ終ニ壽庵カトラヘラレテ、マツ江戸テオクラレタト考ヘラルハソノ時ハソノ年テアツタカ、或ハ翌年テアツタカ、十六年三月廿五日付ノ囚人四人ノ召寄状ハ、或ハコノ時ノモノカト思ハレル（5）。カクテ十月廿三日付江戸詰久世九左エ門ノ石母田アテノ状ニハ、“伴天連壽庵重而致白状ニ付所”ノ文句カアル。

#### (6)

フランシスコ孫右エ門ニツイテモ、金城ヒウン所載ノ伊達家ノ記録ト<sup>〔ママ〕</sup>ト相補ツテ、石母田文書ハソノ消息ヲクハシクシテキル。壽庵ノ白状ナトニヨツテ、孫右エ門ガ仙台ノ中村重内ヤシキウチ川地源五郎所ニ隠置扶持スル内ガ知レタカラ、源五郎ヲ拘問スルナリ。是非サカシタスヘキ由ガ、十一月廿九日付江戸詰奉行カラ石母田ヘ知ラサレタ（7）。ソノ前ニモ老中カラ指令ガアツタ。シカモ中ニ補ヘラレヌ。コノ間ノ当路ノ苦心ハ次ノ十二月八日付古内主膳ノ手紙ニ明ラカテアル。

#### （文書8）

カクテイヨ〜、孫右エ門及ビ同宿半三郎カカラメトラレタノガ十九日テアル。而シテ兩人トモ、江戸ヘ差上サレタノガソノ晦日ノ事デアアル。ソノトキノ文書ト思シイノカ、次ノモノデアアル。

#### 文書9

而シテ翌年二月七日ニハ、上使ガ仙台ヘ下着シテ、伴天連普羅牟志須古センサク召捕リ差上ラ

ル御威ニ思召サル品々上意ノ由仰渡サルトアル。

#### 第四 類族改メ

1 / 現在ノ記録ノカキリテハ、刑死ハ寛永廿年八月十九日ノ岩崎村甚兵エノ釣殺ヲ最後トシテキルガ、ソノ後宗門改ノ法令ハ勿論遵奉セラレタノデ、ソノ方面ノ記録ハ多ク求メラレルコト、思フガ、貞享四年、幕府ガ類族改メノ法ヲ定メタ直後ノ元禄初年ノ比ニ興味アルニツノ事例カアル。ソノウチ寛永廿年刑死ノ甚兵エニ関スルモノニツイテ述ヘル。

元来類族改メトハ、吉利支丹信者ノ親族ノモノヲ登録シテ<sup>[ママ]</sup>、ソノ生死、嫁娶、養子、改宗、剃髪、埋葬、旅行等ニツイテ監視スル方法デ、毎年七月十二月ニ奉行へ届出シメルモノデアルガ、転切支丹ヲ本人トシ、ソノ転宗前ノ子ハ男女トモニ本人同前トシ、転宗後ノ男女ハ類族トナスノデアルカ、ソノ類族ノ範囲ニツイテハ、男ノ子孫ハ本人ヨリ七世ノ孫マテ、女子ハ四代マテヲ切りトシ、ソノ後ハ素人ニシタ。而シテ本人ノ服忌ノ掛ル親族、婿、舅マテモハシメハ吟味シタガ、コノ制度ハ漸次ニユルクナリ、又各藩ニオイテソレ<sup>[ママ]</sup>手心ヲ加ヘテ行ハレ、寛嚴必スシモ一ツテナカツタ。而シテコノ手心ノ実例ガ、甚兵エノ類族ノ場合ニ見ラレル。貞享五年五月付ノ石母田配下ノ届出ヲ見ルト、甚兵エノ妻子存命、ニツイテ、惣而切支丹宗門不転者死罪ニ被相行候得者、其子孫ハ先年ヨリ類族ニ御書上不被遊候条、自今以後モ不被相改者ニ御座候間、此般可被仰付候トアリ。更ニ元禄四年六月廿九日付ノ同種ノ調書ヲ見ルト、次ノ如キ事柄ガ記サレテキル。

古切支丹甚兵エガ刑死後、ソノ妻ガ切支丹改役人ナル嶋八右エ門ノ後妻ニナリ、シカモ甚兵エノ子ヲ連子シテ来タ。八右エ門先妻ニ娘カアツテ、須藤九郎兵エノ妻ニナツテキタガ、父ガ後妻ヲムカフルニツイテ、不承知テ諫言シタガ、父ハ不聞入、コ<sup>[ママ]</sup>ニ至ツタ。カヤウナワケデ、継母ト娘トノ間ハ、不和テスキ、八右エ門カ没シタ為弥不通ニトナリ、ソノウチニ継母モ死ンダ。而シテツレ子ガ八右エ門ノ名跡ヲツイダ。而シテ甚兵エノ娘ニモ二女一男ガアリ、二めいソレ<sup>[ママ]</sup>片付イタガ、コノ二女一男モ右ノワケテハ右エ門家トハ不通ニスキタ。以上ノ関係テソノ二女一男カラ血縁モナク、義絶ノ関係故、類族ヲ除カラレタイトイフ届出カアツタ。而シテヨツテ元禄元年、転切支丹ノ類族御改之節、義絶ノ者ハ類族相除クトイフ例ヲ以テ吟味ノ結果、之ヲ誅シ、タ、九郎兵エ妻ハ嶋八右エ門養姉故、義絶シテモナホ類族トシテ改メラルヘキモノトナス云々。ケタシ甚兵エ嫡子ハ、甚兵エ嫡子トシテ本人同前デアル。養姉ノ子ハ甥姪ノ間柄デアル。ハシメハコレラモ当然吟味改牒サレタノガ、コ<sup>[ママ]</sup>ニハ御改牒除カルヘキコトガ言ハレテキル。

#### 第五 吉利支丹人物

1 / 次ニ仙台ニ於ケル吉利支丹、モシクハ吉利支丹関係ノ注意スヘキ人物ヲ吾人ノ文書ニヨリテ徴証サレ、又ハ確認サレル限リニツイテ取出シテ見ヨウ。

第一類ハ、南蛮伴天連デアル。コ<sup>[ママ]</sup>デハ、ソテロ、カルバリヨ、ポルロ、フランシスコノ四人ガアル。イツレモ已ニ出タ所デアルガ、ソテロハ西班牙人テ、1574セヴィル市ニ生レ、廿オテフランシスコ会ニ入り、慶長十一年、日本ニ入り、十八年後、江戸ノ浅草ヲ布教中、死刑ニ処セラレヨウトシタノヲ政宗ニ助命サレ、奥州ニ伴ハレ、終ニ支倉六右エ門ニ伴ツテ欧州ニ

ユキ、帰途モ同行シタガ、支倉ノ元和二年帰国ノトキハ、自分ノミサンフランシスコニ止ツタ。カクテ三年ノ後再ビ日本ニ渡来シタガ、長崎テ大村ノ獄舎ニトラヘラレタ。カクテ元和九年八月廿五日ニ死刑ニ処セラレタ。ソノ直前ノ比ニ属スル次ノ書状ハ、伊達家ノソテロニ対スル好意ガ十分ニ知ラレル。

書状 a、b

(2) カルバリヨハ葡萄牙人、慶長十四年日本ニ来リ、元和二年奥州ニキテ布教シ、後藤壽庵ト共カシテ功績ヲアケテ<sup>[マ、マ]</sup>功績ヲアケ、寛永元年、イエス、会ノ院長トナツタ。壽庵逃亡後、オロシエ銀山地方ニカクレタカ、マモナク囚レテ、ソノ正月四日ニ広瀬川テ殉教シタコトハ已ノヘタ如クテアル。ソノトキノ年ハ四十六才、彼ガ長崎五郎右エ門ト称シタコトハ已ニ述ヘタ如クデアル。

(3) Francisco 孫右エ門ハ、Francisco Barayas デ、彼ハ慶長十九年、長崎ニ入込ミ、翌年京都ニ入ツタ。東北ヘ来タノハ元和七年ノ比ラシイ。ソノ後約廿年仙台ニアツタ。寛永十年比マテハ支倉六左エ門方ニカクマハレ、ソノ補縛ノ時テハ中村重内ヤシキ内ノ源内隠置扶持シタトアル。江戸ニオクラレタノハ寛永十六年ノ暮テ井上筑後守ニ取調ヘラレ、終ニ刑死シタラシイ。

(4) 伴天連壽庵ハ、Giovanni Baptista Porro デ【Italian, Milano 慶長六年比、廿六才テ渡来】、彼ハハシメ京阪地方ニアリ【中国ニアリ】。元和元年、大阪冬ノ陣ノ時、政宗ニ保護ヲ乞ウテ断ラレタ。ソノ後仙台ニ来リ、布教ニ従事シタ。仙台テ探索サレル比ニハ、与左エ門、小兵エ、渡辺吉内兄孫左エ門等ヲ小者トシテ用キタコトカワカル。ソノ後藤壽庵ノ縁テ石母田ヲタヨツタコト、ソノ年ノ六十三テ当時アツタコト、イツレモ文書デワカル。彼ガ江戸ニオクラレテ後ノ事ハワカラヌガ、或ハ転宗シタトノ説モアル。壽庵ガ Giovanni porro テアルコトハ文書ニヨツテワカル。南蛮伴天連ニハホカニ天使ノセロニモ、アダミ、ガルベス、チアゴ等ニツイテハ未タ記録カナイ。結城デーゴ、マルチノ式見、ペイトロ、Cassovi 等ニツイテモ記録ガナイ。2ノ第二類、藩士ノ信者トシテハ、前ニ元和七年、奉答文署名者数人アリ。後ニ“此中ニ於此方きりしたん頭立候者四五人抱置候”ニ当ルヘキ数人ガアル。

(1) 後藤壽庵ハ元和七年ノ奉答文ノ最初ノ署名者テ、カルバリヨトトモニ仙台吉利支丹ノ中心人物テアルニモカ、ハラス、在来ハワカ国ノ史料テハ、元和元年大阪夏陣数書ニ鉄砲百丁後藤壽庵トイテタノミテアリ、或ハ後藤孫兵エ信康ト混同サレタ。近時、伊沢郡壽庵堰ノ創設者トシテ、段々事績モ明ラカニナリ、殊ニソノ吉利支丹信徒トシテノ事跡モ、菅野氏ノ研究テヨホト明ラカニナツタガ、ナホ不明ノ点カ少クナイ。ソノ石母田大膳トノ関係、逃亡後ノ事情ナド教会側ノ記述ノ信スヘキコトガ明ラカニナツタコトハ上記ノ如クデアル。彼ハ政宗ニモ重用サレタ有為ノ人物テ、ソノ信仰モカタカツタコト、又文書ニ徴シテワカル。

(2) 第二ノ署名者、横沢将監ニツイテハ、元和二年政宗ノ命ニヨリ、支倉ヲ迎ヘニ南蛮ニ行ツタコトカ伝ハリ、ソノ将監堤ノ故海カ伝ヘラレタノミデアツタガ、文書ニヨツテ壽庵ノアトヲヒキウケテ、見分ノ土地ヲ預ツタコトカワカツタ。但シ彼ノ名ニツイテハ、奉答文ノ書判ニヨリ吉久トサレタガ、文書ニヨルト書判ハ同シイカ、ドウモ吉久トハヨメズ。吉貞ラシイ。コハ問題デアル。ナホ壽庵逃亡後モ残り仕ヘタトコロヲ見ルト、或ハ転宗シタモノカト思ハレル(墓ハ松島富山ノ大仰寺ニアリトイフ。秘韞)。

(3) 第三署名者、松木惣右エ門ニツイテハ、伴天連フランシスコニ関スル文書ノ一ツニソノ

名カ出テヲル。

次ニヤ、後ノ時代ノ人々ニ入ツテハ、藩士ノ吉利支丹トシテハ、

(4) 中条帯刀ハ、寛永十二年七月十二日付伊達家内知行高の并家族書上覚書ニ久世九左エ門ト名ヲ連ネテ留守居テアルガ、治家記録寛永廿年二月十六日付御老中ノ書伝ニ十箇年前マテ切支丹、今ニ心底転フマシキ由、伴天連白状ニヨツテ江戸ニサシノホサルヘキ旨、仰渡サルトアル。彼ニツイテ下ノ文書ガアル(寛永十六年正月廿六日付)。思フニコノ比ノモノナラム。シカモ正徳元年八月七日付、井上筑後守ヨリ帯刀転宗慥ナル証アレハ、牢舎御免ノ旨仰出サルトアル。鈴木氏ノ著ニヨレハ、過日遺物展出品ノ所謂聖書ハ、コノ家ニ伝ハリシモノ、如シ。

(5) 内山将監 寛永十二年三月六日付、忠宗ヨリ東山奥田月館之内十貫四百文之所下置者也トアル人ナルカ。ソノ親子トモニ吉利支丹ノ由、江戸ヨリ達セラレテシラヘタ書状カアル。

(6) 藤戸十左エ門 伊達文書、家中江戸番組書ニ、三十貫文、藤戸十左エ門、又政宗江戸城普請人数書ニモイテタガ、彼又吉利支丹宗門ニテ死罪ニナツタヨシ記サレル。明治八年六月廿八日、膽沢郡白山村デメタルカ発掘サレタガ、コハコノ藤戸ノ家シキアトテアル。

(7) 草刈勝左エ門 ソノ身分ハワカラヌガ、ハシメ信者テ転宗シタ次第ガ、極月七日付ノ書状ニ見ユ。

(文書)

4ノ支倉ハ帰国トトモニ棄教シタト伝ヘラル、ガ、ソノ子常頼ハ寛永十七年三月一日ニ自刃ヲ命セラレテキル。外ニ支倉ノ召仕中ニ信者カアツタ。先欧州ニ随行シタ使吉内ハ吟味サレテキルコトカ文書ニ見エル。ソノ姓ハ渡辺テアリ、彼ノ子人良作モキリシタトシテ訴ヘラレ、ソノ兄孫左エ門ハ、シユアン、パウロノ小者テアル。又寛永十七年三月五日、法度ノウチニ支倉六エ門内之者トシテ大良左エ門(年七十)、同女房(年五十九)、同養子(年卅五)ガアル。寛永十四年比ノキリシタン牢者ノウチノ大窪太郎兵エ、又支倉六エ門やしき内之者デアル。以上ヲ以テモ、支倉一家ノ吉利支丹的空氣ノイカニ濃厚テアツタカ、ワカル。

5ノ而シテ以上ノ吉利支丹ノ信徒間ニ、互ヒ密接ナ交渉カ存シテキタコトハ、推測シウルトコロテ、勿論シエスキト、フランスカン両派ノ間ニ競争ハアリ、頭目ノ間ニハ多少相対抗シタトコロモアツタラシイガ、末々ノ間テハ信徒トシテノ付会ヲ保ツテキタモノト思ハレル。

6ノ終リニ信徒デハナカツタガ、仙台吉利支丹ニ対スル同情者トシテ注意スヘキ人物トシテ、コノ研究ノ資料ノ供給者、石母田大善亮宗頼ノ名ヲ逸スルコトハ出来ヌ。

石母田宗頼ハ景頼ノ養子、モト小早川秀秋ニ客トシテ浦山景綱ト称シタ。十四才ノトキ、政宗ニ仕へ、石母田家ヲツイタ。元和元年、卅一才デ奉行職トナル。大阪ノ役ニモ功カアツタガ、専ラ内事ニ参与シテ功カアツタ。封地ハ賀美郡宮崎デ、禄ハ漸次マサレテ六千五百石ニ至ツタ。政宗、忠宗二代ニ仕へ、正保四年五月廿六日、六十四才テ没シタ。宮崎、黄金寺ニ葬ル。彼ハ奉行、殊ニソノ筆頭トシテ重トシテ国詰トシテ、殆ント藩政ノ趨機ニ関与シ、行政、司法ニアツカリ、又外国関係、切支丹関係ニモタツサハツタ。政宗カノヒスニヤ総督、スペイン王、其他各地ヘオクツタ外交書翰ノ如キモ、彼ガタツサハツタトコロ多カツタラシク、所謂南蛮ヘノ御案文十通(慶長十八年九月ノモノ八通、元和二年七月ノモノ二通)ガ伝ヘラレタ。已ニノヘタ後藤壽庵ト親交アリ。ソテロトモ親シク、又ソノ縁テバテ〔レ〕ン壽庵カタヨツテ来タコト等、イツレモサウイフ事ノ為ト思ハレル。日時ニ又ソレヘノ人々ハシメ吉利支丹ノ為ニモ理

解アル同情者テアツタラシイ。ソレニモカハハラズ、格別藩矣ヤ同僚ノ忌ムトコロトモナラス。長ク奉行職ノ筆頭ニアツテ、藩政ヲ処理シタトコロヲ見ルト、彼ガ見識ヤ人為ガイカニスクレテキタカハワカル。

## 第六 伊達藩ノ吉利支丹政策

1ノ伊達藩ト云ツテモ、政宗ヲ主トシテ忠宗トノ二代ガ問題トナルノテアルガ、ソノ対吉利支丹態度ガ比較的寛容カラ、禁壓ニ迎イタコトハ上述シタトコロカラ、已ニ明ラカナルヘキテアリ、ソレニハ大躰已ニ述ヘタ弘布ト禁制トノ一般的理由ガ活イテキタ。コハニ考ヘヨウトスルトコロ、サル一般の性質ノウチニ於イテ、多少トモ特殊的ニ考ヘラルハ伊達藩ノ対吉利支丹態度ノ有無、又有リトセハ如何ニツイテデアル。

政宗ガ欧南遣使ノ主ナル、モシクハ重ナル目的ガ、西班牙トノ貿易開始ニアツタコトハ、疑フマテモナイ。タハ、西班牙王ヤ羅馬法王ヘノ書翰中ニ、自分自ラハ未タ事情ニヨリ宗門ニ入カネテキルガ、ソテロニヨツテ宗門ノ深旨ヲキハ、天有主ノ真教ト心得、領国ノ人民ノ為ニ弘教ノ道カヒラキタイカラ、伴天連ヲヨコサレタイ。ソノ節ハ寺院ヲ建設シテ、十分ニ布教ノ便宜ヲ与フヘキ旨ヲノヘテ、親吉利支丹言説ニツイテハ、果シテ如何ニ解スベキカ。第一ニ、ソハ貿易上ノ目的ヲ達セムカ為メノ政治家の方便テ、ソコニ何ラ宗教的誠意ガ認メラレヌカ。第二ニ、之ニ反シテ多少ノ誠実性ヲ有シタモノテアルカ。第一説ニ於イテ、更ニスハンデ、ソレトコロテナク、政宗ハ吉利支丹ノ邪法ナルヲ認メテ、ソノ根絶ノ為ニ、南欧征伐ノ下心サヘアツタモノトナス説モアル。コノ二説ニ対シテハ、吾人ハ第二説ヲトツテ、当時ノ政宗ノ心事ハ吉利支丹ニ対シテハ、頗ルハ親交的<sup>[ママ]</sup>テアツタト解スル。ケタシコハ信長ヤ、秀吉ヤ、殊ニ又多クノ吉利支丹大名ノ場合ニ徴シテ、決シテ不可解テナク、上記ノ書翰ノ文字ニ対スル素直ノ解釈ノ与持スルトコロテアルカラデアル。第一ノ解釈ハ政宗ノ心事ニ対シ、強解ノキラヒアリ。コトニ南蛮征伐説ニ至ツテハ、強解テアルト思フ。而シテソテロハ必シテ純粹ノ徳行者テハナク、ムシロ野心家の風格ノ人物デアツタラシイガ、政宗ガ江戸テ之ト知ルニイタリ、終ニ奥州ニ迎ヘテ之ト親近シ、終ニソノ弘教ヲムシロ奨励スルヤウニ至ツタ事情ヲ見ルト、政宗カ多少トモコノ宣教師ノ人物ヤ修行ニ感銘シタモノアルヲ考ヘシムルニタル。而シテコノ政宗ノ寛容の態度ハ、ソノ後約十年間ノ仙台ニ於ケル吉利支丹布教トナツテ現レタ。

2ノカクテ徳川幕府ノ禁令カ、シハシハ出テノチモ、伊達藩ハムシロソノ寛容の態度ヲ持続シテキタノヲ、元和六年ニ至ツテ、政宗ハ態度ヲ一変シテ迫害ヲオコシタ。コノ事ハ同七年ノ後藤壽庵等ノ奉答文ニ“然処ニ去歲上旬ノ比、伊達政宗天下ヲ恐レ私ノ領内ニオキテ、ヘレセキサンヲヲコシ、アマタアルチレス御座候”ト記シ、ツハイテ陽曆九月四日即八月八日ヨリセンサクヲハシメタアル。教会側ノ伝フルトコロデハ、コノ比第一將軍ノ嚴禁ヲ犯シテ、切支丹トナリシ者ハ、大罪ナルニヨリ、速カニ棄教スヘシ。然ナクハ富者ハ財産ヲ没収シ、貧者ハ死刑ニ処セラレム。第二、切支丹ヲ告罪スルモノハ、報酬ヲ与フヘシ。第三、宣教師タルモノハ棄教スルニ非スハ、追放スヘシノ三箇条ノ嚴令ヲタシタアル。カクノ如キ政宗ノ態度ノ一変ノ原因ガ、天下ヲオソレトアル如ク、幕府カラノ壓迫ニアツタコトハ明ラカテアルガ、サラニコハニソノ幕府ヲオソレタ所以トシテ伝ヘラルハ、ノハ、政宗ノ遣欧使節ノ挙カ、スペイン王ト結シテ、幕府ヲクツカヘサムトスル野心ヲ包蔵スト幕府ニ解サレタノテ、特ニソノ疑ヒヲトカ

ムトスル為テアルトノ説モアル。ホカニ之ニ加ヘテ、会マ帰朝シタ支倉ガ、彼地テハ洗礼マテウケテキタノヲ、棄教シテ吉利支丹ノ無価値ヲ政宗ニトイタコトガ、一理由トシテ説カレテキルガ、コハ必スシモ適當デナイ。ソノイツレニセヨ、政宗ノ禁壓ガ自發的トイハムヨリハ、ムシロ幕府カラノ他動的テアツタコトハ、ソノ後ノ迫害ノ事実ノウチニモシハシハ徴シウル。第一ニ、重臣後藤壽庵ニ対スルソレデア。政宗カ彼ニ対シテツトメテ助ハムトシ、マツ第一、暫時タリトモ宣教師ヲ内ニ入ルヘカラズ。第二、誰ニモ切支丹ト成ルコト、或ハ教ヲ守ル事ヲス、ムヘカラス。第三、誰ニモ切支丹ヲ守ル誅ヲ得タル事ヲ減スヘカラストノ条件ノモトニ、ソノ信仰ノ維持ヲヤムナクユルサムトシタコトハ、教会側ノ伝フルトコロテアルカ、タトヒコノ事ハワガ記録ニ徴シエナイマテモ、壽庵ニ対スル態度ノスコフル寛容テアツタコトハ、コレマテ述ヘタ如クデア。壽庵ノ逃乏モ、実ニ元和九年ニオケル幕府ノ禁令ニセマラレタ結果テアル事ハ、ハシメニ記シタ如クデア。同年寛永元年度ノ大迫害モ同様デア。

3ノカクノ如キ受動的傾向ヲ示ス証拠ハ、単ニ元和末年当時ノミナラズ、寛永後半期ニモシハアル。ソノ南蛮伴天連召捕ニ関スルモノニツイテハ、已ニノヘタ如クデア。ソノ外ニモマツ寛永十二年ニツイテ見ルト、十月廿七日付テ仙台藩テ五人組ニ宗門改メヲ命シテキルガ、ソノ七八月廿七日付ニハ堀田加賀以下老中連署デ、政宗アテセンサクノ命令ガアル。又江戸ニ訴人カ出タ為ニ、馬籠ノ百姓助左エ門カ僉議サレテキル。

十五年ニナルト八月廿八日付ノ状ニ

(1) ——イ

ノ如キアリ。十二月八日付ノ状ニ

(2) ——ロ

ノ如キアリ。殊ニ後者ハ実記十二月七日ノ条ニヨクアフノデ、ソレカラ十五十六年度ノ迫害ガオコツテキル。ソノ他、藩士以下江戸幕府ヘ訴人ガ出、ソノ旨カ国元ヘ物セラレテ召補ツタトイフ場合ガ少クナイ。以上ヲ以テ、中央幕府ノ禁教政策ノ波及トシテ、ムシロ受動的ニ仙台藩ノソレカ行ハレタコトハ明ラカデア。

4ノシカシカクノ如キヲ以テ、仙台藩ガ特ニ切支丹ノ信仰ヲ承認シテキタヤウナ傾向カ、多少トモアツタトスルト誤リデア。ケタシ、幕府ヨリ比較的 indifferent テアリエタニスギヌ。幕府ハ、中央政府トシテ対外的又対内的ニ吉利支丹迫害ヲ必要トシタガ、仙台藩ニオイテハタ、ソレホトテナカツタニスギヌ。ケタシ、吉利支丹ノ教徒トテ普通ノ場合ニ於イテハ、決シテ何等危険分子テハアリエナイ。彼等ハムシロ道德的ニスクレ、柔順テモアリ、ノミナラス中ニハ壽庵ノ如キ達識有為ノ人モキタノデア。普通ノ場合ニオイテハ、ムシロ国民トシテヨイ分子テアツタニ相違ナイ。決シテ禁教ノ必要カアリトイフノテハナイ。タ、一度禁壓サル、ヤ、彼等ノ信仰ハ力強イ反抗トナツテ、内政上ニモ面倒ナコトナル。サレハ幕命ニヨリテ、禁制ノ態度ニ出ルヤ、受動的ニナリカチテアツタトイヘ、伊達藩ニオイテモモトヨリ厳密苛酷ナ手段ニイテサルヲエナカツタノハ当然テ、ソハソノセンサク迫害ノスコフクヒロク、又キヒシク、又長ク行ハレテキタモロヘノ事実カラワカルトコロデア。カクテ結局ハ、幕府ノ対吉利支丹政策ト何等異ルトコロナク、ソノ結果ハ終ニ根絶トナツタノデア。而シテソノ潜伏ノ状態ニ於イテハ、未タ之ヲ明ラカニシエヌガ、ソガ諸鉦山地方ニ残ツテキタト思ハレルコトハ、後ニ大籠ニオケル伝説ヲノヘル場合ニユツル。

## 第七 きりしたん抄及ヒ吉利支丹遺物

1 / 仙台地方ニオケル吉利支丹ノ以上ノ如キ隆盛力ヲ考ヘテ見テ、当地ノ信者ノ間テモ始メニ紹介シタ如キ切支丹文字ガ伝ヘラレヨマレタ事ハ、想像シウルニカハハラス、コノ方面ノ遺物ニ至ツテハ、今日ニ至ルマテ殆ント発見サレヌ。コハ禁教ノ烈シカツタ為当然テアルガ、思フニ当地ハ長崎ヤ京阪ト違ツテ、吉利支丹文化ノ上テハムシロ辺地デアツタノテ、特ニ仙台テソレラノ書物ノ類ヒカ出版サレタトイフコトハナカツタシ、又ソレラノ地テ出版サレ書物ナトモ十分ニハ普及シナカツタノデアラウ。而シテソレラノ書物ハムシロ筆写サレタリ、抄録サレテ伝ヘラレタト考ヘウルノテ、カクノ如キ事情ヲ吾人ニ示ス唯一ノモノトシテ残ツテキルノガ、きりしたん抄デアル。

2 / コノ書ハ今ハ東京ノ林氏蔵ニ帰シテキルガ、モト北海道ノ伊達村ノ田村氏ノ家ニ伝ツタモノ、ヨシテ、田村氏ハ亘理ニススタ伊達藩ノ旧臣ノ家故、コノ書ガ仙台吉利支丹ノ遺物デアルコトハ明ラカデアル。コノ書ハ往時ニ吉利支丹文字ニ“十五ノ觀念”“諸罪ノ根本七悪ノコト”“マタメントノ事”トイハレタモノ、抄録デ、假横綴ノ古本テ字様ハ元和寛<sup>[マ]</sup>コロノモノデアル。之ヲヨシテ見ルト、所題ノモトニ本文ヲカ、ケテ解釈ヲ附シタモノデアルカ、ソノ本文ニ至ツテハ明ラカニ水戸家所蔵ノドチリナキリシタンノ抄録デアル。而シテソノ解釈ノ文字中ニハ、シンジン録ヤキヤトトイフ如キ吉利支丹文字ガ引用シテアル。

コレガ今日マテニ発見サレタ唯一ノ文書デアル。

2 / 文書以外ノ吉利支丹遺物ノタクヒニ至ツテモ多クハナイガ、

- (1) イサハ郡白山村ニオイテ、明治九年ニホリタシタモノ十四個、コハ仙台藩ノ吉利支丹藤戸十左エ門ニユカリアルモノラシイ。コハ火災ノ為ニ今ハ全部失ハレタヨシ。
- (2) 後藤壽庵ノ福原ノ遺跡ニオケルメダイ。現在ハワツカニ四個ノヨシ、観音堂ニ安置サル。
- (3) キリシタン抄トトモニ伝ヘラレタ象牙彫ノキリシトノ像カアル。

ソノ他マリヤ観音カ子安観音ト称サレテ安置サレタモノカアツタトイフ伝説ハシハシハ聞ク。

## 第八 大籠ニオケル伝説及ヒ遺跡

1 / 封内ニオケル吉利支丹ノ弘教ハ殆ント普ツタカツタカラ、各辺趨ノ地方ナトテ、ソノ伝説ヤ遺跡ヲノコシテキルトコロハ決シテ少クナイト思フ。思フニソノ最モ代表的ナモノテ、シカモ未タ知ラレナカツタトイヘル大籠ニオケルソレニツイテ述ヘル。コノ事ニツイテハ、吾人カ最近二度同地ヲトヒ、専ラソノ地ノ儒千早多聞氏ノ蔵書ヤ案内ニヨツテ知リエタ所デアル。

マツ大籠トイフノハ、今ハ岩手縣東磐井郡大津保村ニ属シ、北上川支流二股川ノ流域、米谷カラ津谷ヘノ街道ニソフタ山間ノ村落デアル。ソノ一部落ニ千松ノ地アリ。鉄ノ発掘地デアツタガ、大籠ノ吉利支丹伝説ハコノ千松ヲ中心トシテ存スル。即チ次ノ如クデアル。文禄元年ノ比、当地カラ備中吉備中山有本別所ノ戸板山ヘ出張シテ、製鉄ヲ学ンタモノガアリ、終ニソノ師千松大八郎小八郎ノ兄弟ヲ招聘シテカヘツタ。兄弟ハ即チ背ノ沢ヲ見タテ、郷土須藤相模ト共同シテ炯ヤエトシテ鉄ノ採掘ニ従ツタ。土地ノ旧家ノ祖先タリシ人ハ、概ネコノ二人ニ従ツテ炯工ニ従事シ、当時ノ炯ヤ八人衆ノ家ハ今ナホ存ス。サテコノ千松兄弟カ吉利支丹デ布教ニツトメ、信者三万ヲエタ。兄弟カ居住シタトコロニ今〔ナ〕ホ千松ノ名ノコリ、ソコニ山神ノ社カアルガ、コハ兄弟カ守護神トシタモノテ、ハシメハデイス仏ヲ安置シタ。カクテ大籠ハ

吉利支丹ノ中心地トナリ、昔カラ存シタ寺院ハ慶長元和ノ比、廢絶ニ帰シ、神明神社モ寛永中社司和泉守、他地ニ追ヤラレタ。然ルニ一方、寛永ノ比カラ、伊達家ノ禁教カキヒシクナルヤ、コノ地ノ信徒モ迫害ヲウケタ。千松カ安置シタテイス仏ハ埋メラレテ、山神ニ代ヘラレタ。更ニ寛永十六年ニハ宗徒八十四人、翌年ニハ九十四人カ所成敗トナリ、刑場ノアトニハ地蔵ガ立ラレ、今モ地蔵ノ辻ノ名ガアル。而シテ以上ノコノ地ノ吉利支丹ノ流行ノ為ニハ、更ニ他ノ一伝説ガソノ由来ヲ語ルモノトシテ結付ラレテキル。ソハ即チ奈良朝ノ当時、コノ地ニ大王可汗トイフ妖鬼ノ賊酋カキテ、王師大野東人ヲナヤマシタカ、終ニ神明ノ威力ニヨツテ東人ノ為ニヤフラレタトイフノテアルガ、コノ妖鬼ノ遺風ニヨツテ、カク吉利支丹カ流行スルニ至ツタトナスノテアル。

2ノ大王可汗ノ伝説ニ如何ホトノ史実カアルカハワカラヌカ、ソガ当地ノ歴史ノ伝説テアツテ、決シテ後世作者ノ虚構テナイコトハ疑ハレヌ。千松ノ吉利支丹伝説ニ至ツテハ、余程史実性ガ多イ。千松大八郎ニツイテハ未タ半然リヲエヌガ、備中ノ徒トセハ、吉利支丹大名浮田ノ家臣ナト、セハ、当時乱世ノ時代浪流シ来ツタイフコトニモ有ウヘキコトテアル。ナホアル記録ニハ、往時ノ製鉄ノ師トシテムカヘラレタモノハ、名ヲ布当外記ト記ス。而シテコノ伝説ニ関スル史蹟ノ徴スヘキモノモ少クナイ。ソノ重ナモノヲアケルト、千松兄弟ニツイテハソノ屋敷地トイフイツミヤシキ、キリシタン当時ノ火葬場、大八郎ノ墓所ト称スルモノニケ箇<sup>[ママ]</sup>、又首塚等テアル。コレラハ遺跡トハイヘ、未タ口碑ノ文ヲ支持スルノミテアルガ、外ニ炯ヤ吹ノ山間、ハヤリ神テフ字ノ地ニ建テル大善神ノ碑ト、大籠塔婆ノ地ニオケル元禄十四年ノ供養塔ニ至ツテハ、巖乎トシテ存在シテキル。殊ニ後者ハ地蔵辻ニオケル成敗、殊ニ寛永十七年度ノ成敗ノ為ノ六十二年目ノ供養ニタテラレタモノトイフガ、ソノ建立人ノ氏名ヲ正徳三年間ノ宗門改帳ニ徴スルトイツレモ類族ノ末デ、正シクコノ伝説ノ信スヘキ事ヲ示シテキル。

3ノ以上ノ遺跡ヤ伝説カラ見テ、コノ大籠ノ地カ、トニカク往時ノ吉利支丹盛行地テアツタコトハ疑ヒナク、近郊ノ狼河原ヤ又馬籠ニモ吉利支丹ノ遺跡カ多イガ、ソハイツレモコノ地ヲ根元トスルモノラシイ。コノ地及馬籠ニハ、鉄ヲハシメ鉞山カ多ク、ソハ後世マテ伝ツタガ、ソコニ活クモノハ切支丹信者デ、所謂金山定判持タルコトハ、吉利支丹信者ト見ナサレタノデアル。ナホ制鐵ニツイテハ、一方ニ古クカラ馬籠ニ支倉ト欧州ニオモムイタ佐藤太郎左エ門ガ、学得シテカヘツテ、終ニ仙台藩製鉄ノ根元ヲナシタトイフ説ガアル。而シテコノ方カ、ムシロ一般ニ知レテキル。大籠ノソレハ、文禄ニハシマルトイフカラ、馬籠ヨリ古イノテアルガ、勿論史実トシテイツレカ勝レリトモイヒカタイ。シカシ大籠ガ以上ノ伝説ニオイテ、仙台吉利支丹ニ於イテ頗ル注意スヘキ地位ヲ占ムヘキコトハ、以上ヲ以テ明ラカテアルト思フ。

## 結語

仙台吉利支丹ノ大要ニツイテ、今マテノ材料ニヨツテ知リエタトコロハ、ホ、以上ノ如クテアルガ、吾人カ短時日ノ研究ノ結果言ヒウルトコロハ、コノ方面ノ材料ハ今日マタマタ発見サル、タラウトイフコトデアル。而シテ勿論研究ノ立場ニモヨルカ、吉利支丹資料トシテ、ソノ有無ノ程度ニヨツテ価値ツケスルト

(1) 第一資料トシテ最モ少イノハ、pro Christian 資料、殊ニ吉利支丹文学ニ関スル出版物ヤ写本ノ類ヒテアル。



(2) 第二資料トシテハ、迫害禁制ニ対スル文書テ、コハ石母田家ノヤウナ藩ノ旧臣ノ、シカモ家柄ノ旧記ノウチニハ、マター―之ヲ発見シエヨウト思フ。

(3) 最モ数多ク存シ、カツイツヘキハ、上記ノ中テモ類族帳ヤ宗門改メノ記録テアル。

コレラハ骨董的価値ハソレ―別トシテ、学問史上ニハ―紙断片トイヘトモ大切ナモノカアリウルカラ、サウイフモノヲ発見サレタラ、相応ノ方法テ保存サレムコトヲ望ム。而シテコハニ注意シタイノハ、サウイフ遺物、殊ニ文書以外ノモノニ至ツテハ、traditionト供フコトカ大切ナノテ、例ヘハメタルノ如キ、タ、ソレ丈テハ（日本製ノモノナラネハ）、外国ノ古道具ヤニイクラテモアルモノテアル。吉利支丹資料トシテノ価値ハ、ソノ traditionニ供フコトニアル。

終リニ、吾人ハ諸見ニヨリテ今後サウイフ方面ノ資料カ、続々発見サレムコトヲ望ンテヤマヌ。

本Note25ヲウケル

4ノ以上ノ教化的性質ノ諸方面ニツイテ、特ニ神仏儒等ノ当時ノ一般ノ教化ニ比シテ、異端視サレウヘキ特色ノ重ナモノヲ求メルト次ノ諸点デアル。

第一ニ教理ヤ信仰ノ方面デハ、十戒ニトクトコロノ倫理的教ヘニ於イテハ、多クハ諸教ノソレト一致スルガ、タ、ソノウチデ、

(1) 万事ニコエテ御一躰ノテウスヲ敬ヒ尊ミ奉ルヘシトイフ第一誠ハ、他ノ神仏ノ崇敬ヲ偶像トシテ斥ケル点テ一致セヌ。次ニ

(2) 貴キ御名ニカケテ空シキ誓スヘカラストフ第二誠ハ、当時ノ武士ノ誓約ノ觀念ト相容レナイ。(3) 靈魂ノ特殊性、ソノ無形ニシテ永久ノ性質ヲトク教説ハ、諸教ノニ比シテ特色ヲナス。(4) 博愛ヲトキ汝ノ敵ヲ愛スヘシトノ説ハ、君父ノ仇ハ不俱戴天ヲトイタ当時ノ武士道觀念ト相イレヌ。(5) 神ノ世界創造説ハ、儒教ノ主理説ト相イレヌ。(6) 一夫一婦説ハ儒教道德ニ対シテコトナル。

次ニ祭儀ヤ風俗習慣ノ方面テハ

(1) 日曜ヤイハヒ日ヲ守ツテ仕事ヲヤスムコト

(2) マシナイ、忌日等ノ一切ノ当時ノ習慣ヲ迷信トシテ斥ケルコト

(3) 葬儀ニオイテ略式ヲタツルコト

(4) 術語、経文、ソノ他ニオケルラテン語ノ使用及ビ読誦

(5) 神仏ノ祭ヲツトメズ、一切ノ寄進ヲ斥ケルコト

(6) 信者間ノ団結ト非信者ニ対スル排斥的態度

(7) キリシトマリヤノ像ヤメタル、コンタツ、ムチ等ノ祭具ノ使用

(8) 神社仏閣ニ詣デズ、諸事ノ祭礼ヲツトメヌ、ソノ方面ノ社交ニ於イテタツサハサラルコト。